

# 遠軽町新庁舎建設基本計画

令和4年11月

遠軽町

遠軽地区広域組合

## 目 次

はじめに	1
第1章 現庁舎の現状と課題について	
第1節 役場庁舎	
1. 耐震性の不足	2
2. 建物の老朽化	2
3. バリアフリー化の不足	4
4. 建物の狭あい化	4
5. 利便性の低下	4
第2節 消防庁舎	
1. 災害時の対応力不足	5
2. 庁舎内の狭あい化	5
3. 施設設備の老朽化や機能不足	6
4. 車庫の狭あい・駐車場、訓練場スペースの不足	6
5. 高機能消防指令センターについて	7
6. 消防行政の課題	8
第2章 新庁舎建設の必要性について	10
第3章 新庁舎建設の検討経緯について	12
第4章 新庁舎建設の基本的な考え方	13
第1節 役場庁舎	
1. 基本構想の概要	13
第2節 消防庁舎	
1. 新消防庁舎建設に当たっての基本方針	16
2. 消防庁舎建設に関する基本的機能	17
第5章 新庁舎建設の敷地について	18
1. 地震	19
2. 洪水	19
第6章 新庁舎の整備方針及び必要機能について	
1. 窓口、町民サービス機能について	20
2. 執務機能について	23
3. 議会機能について	25
4. 防災拠点機能について	28
5. 町民交流機能について	29
6. 福利厚生・利便性機能について	30
7. ユニバーサルデザインに関する考え方について	31
8. 環境負荷低減に関する考え方について	32

9. 防犯・セキュリティ面・情報発信機能について	33
10. 構造計画について	34
第7章 庁舎の規模について	
第1節 役場庁舎	
1. 必要諸室算定の基本指標	37
2. 車庫等付帯施設の規模の選定	38
3. 役場庁舎の規模	38
第2節 消防庁舎	
1. 建築計画	39
2. 各諸室の計画	40
3. 消防訓練施設の計画	41
4. 消防庁舎の規模	43
第8章 建物配置計画に関する考え方について	
1. 来庁者及び職員並びに公用車の駐車スペースと必要台数の検討	44
2. バス・タクシー等の駐停車スペースの検討	45
3. 来庁者及び、職員の駐輪スペースと必要台数の検討	45
4. 災害時等のほか、多目的に活用が可能なスペースの検討	45
第9章 建築計画に関する考え方について	
1. 平面モデル	47
2. コア配置と廊下位置の組み合わせ	48
3. 階層計画	49
4. 施設の所要スペース及び所要室	50
第10章 概算事業費について	
1. イニシャルコスト・ランニングコスト	58
2. ZEB化のコストについて	59
3. 事業費概算表（試算）	60
第11章 財源計画について	
1. 財源見込み	61
第12章 事業スケジュールについて	
1. 整備スケジュール	62
第13章 設計者選定に係る補助業務支援	63
1. 基本設計者選定方式の検討	63
2. 事業手法の検討	64

## 遠軽町新庁舎建設基本計画 はじめに

現在の役場庁舎は、昭和47年の供用開始以来50年を経過し、建物の老朽化や狭あい化が著しく、市民の利便性や職員の業務効率などに様々な弊害が生じています。

近年、業務の多様化や情報技術の高度化等に伴い、事務室は書棚や機器の増加により、適切な保管場所の確保が困難な状況となっているほか、民生部保健福祉課及び教育委員会の事務室が分散しており、住民サービスの低下を招いております。

平成23年の東日本大震災の発生により、災害時における庁舎機能の重要性が全国的に再認識される中で、災害対策機能の充実も含めた「改築」の検討が必要となりました。

消防庁舎も同じく昭和47年に竣工、昭和56年の新耐震基準が施行される以前の建物であり、老朽化により耐震性に問題があると想定されます。老朽化した現庁舎では大地震時において災害対応の拠点施設としての役割と機能が十分に期待できないことから、抜本的な改築の検討が必要となります。また、近年は消防救急無線デジタル化の機器整備などによる消防庁舎全体の狭あい化が顕著となっており、消防車両の大型化や出動に伴う事故の危険性が増大していることや車両・資機材の点検整備が車庫内で実施できない等の弊害が発生しており早急な対応が迫られる状況にあります。

庁舎整備に当たっては、厳しい財政状況を踏まえた上で令和4年3月に策定した「遠軽町新庁舎建設基本構想」に基づき「遠軽町」と「遠軽地区広域組合」の一体的な整備となるよう、新しい庁舎の機能、役割、規模、事業手法及び財源など、基本設計に伴う前提となる考え方について調査・検討を行い、庁舎建設の是非を判断するため、「遠軽町新庁舎建設基本計画」を策定します。

### <現庁舎の概要>

- ・ 遠軽町本庁舎（遠軽地区広域組合庁舎含む）
- ・ 供用開始　： 昭和47年
- ・ 構　　造　： 鉄筋コンクリート造
- ・ 延べ面積　： 4,365.98㎡（役場庁舎 3,719.11㎡/遠軽地区広域組合庁舎 646.87㎡）
- ・ 階　　数　： 地上3階（塔屋1階）・地下1階
- ・ 駐車台数　： 122台・（隣接地70台）



遠軽町新庁舎建設基本計画  
第1章 現庁舎の現状と課題について  
第1節 役場庁舎

1. 1. 耐震性の不足

平成25年11月に耐震改修促進法が改正され、新耐震基準（昭和56年6月施行）前に建設された大規模施設の耐震診断及び結果報告の義務化に伴い、耐震基準を満たしていない建物は、震度6強～7クラス程度の大規模地震が発生すると「倒壊、又は崩壊する危険性が高い」状況にあり、早急な診断の検討が必要となりました。

役場庁舎は、50年を経過しようとしており老朽化が進んでいること、昭和47年の建設により、旧耐震基準において設計され耐震性能を確保していない建物であることなどから、耐震診断調査は行っていませんが耐震性能は低いと思われます。

1. 2. 建物の老朽化

(1) 建物の構造

構造上の劣化状況

外壁や床にはひび割れが確認できる部位が多数あります。また、建築物の解体や改修工事に当たっては、アスベスト含有確認（外壁、内装：床・壁材）が必要となります。



(2) 建物外装

庁舎建設から50年を経過しており、屋上防水の劣化による雨漏り、外壁コンクリートの経年劣化によるひび割れ、窓枠、サッシの変形による雨漏りや気密性低下がみられる状況です。



(3) 内装

内装材の経年劣化による隙間や損傷による隙間が生じ気密性の低下が確認できます。

遠軽町新庁舎建設基本計画  
第1章 現庁舎の現状と課題について  
第1節 役場庁舎

(4) 庁舎電気設備

電気室が地下にあり、水害時に浸水した場合、設備や電源機能が失われる恐れがあります。このため、BCP対策として停電や洪水等、非常時における庁舎機能を継続する構造と設備を検討する必要があります。

また、現状は防災拠点としての設備機能を持っていない、又は必要能力を満たしていないため、防災拠点機能も併せて検討する必要があります。



庁舎地下1階にある機械室・電気室



屋外に設置された小出力の非常発電装置

(5) 改修が不利である機械設備

更新時期に差し掛かった設備機器や配管があります。建物の構造上、更新コストの上昇や、工事時に仮設配管・仮設便所が必要になるなど、来庁者への不便を強いることにもなり、一般的な改修よりもコストがかかります。

また、換気設備が十分に整備されておらず自然換気に任せているため、来庁者スペースや執務環境の負荷に対して能力が不足しており、改修する場合は庁舎全体の大規模工事が必要になります。



老朽化した配管



古い設備構成

遠軽町新庁舎建設基本計画  
第1章 現庁舎の現状と課題について  
第1節 役場庁舎

1. 3. バリアフリー化の不足

- ① 敷地とアクセス・・・正面玄関の階段、スロープ代替昇降機
- ② エレベーター・・・エレベーター未設置
- ③ 階段・・・視覚障がい者に段差があることを知らせる点状ブロックなし
- ④ 手すり・・・高齢者に配慮した廊下手すりの不足
- ⑤ 窓口カウンター・・・車いす対応カウンター、腰掛相談カウンターの不足
- ⑥ 館内誘導案内板・・・風除室に紙出力が掲示されているのみ
- ⑦ 誘導標識・・・標識が小さく高齢者などが認識しづらい
- ⑧ 多目的トイレ・・・車いす対応、オストメイト対応トイレの不足
- ⑨ トイレ内のスペース・・・来庁人数や利用人数に適した数の不足

1. 4. 建物の狭あい化

窓口カウンターの仕切りがなく、相談室や会議室も少ないため、町民のプライバシーへの配慮が不十分です。また、廊下にはロッカー類を配置しているため、通路が狭くなっています。



プライバシー確保が困難な窓口



廊下に配置したロッカー

1. 5. 利便性の低下

業務の多様化及び庁舎の狭あい化に伴い、現在は民生部保健福祉課及び教育委員会の事務室が分散しており、町民の利便性及び職員の事務効率が低下しています。また、来庁者や職員の往来が重複し、各課のスムーズな連携などに支障が生じ利便性が低下しています。

- ① 遠軽町役場
- ② 遠軽町保健福祉総合センター（げんき21）
- ③ 遠軽町教育委員会庁舎

遠軽町新庁舎建設基本計画  
第1章 現庁舎の現状と課題について  
第2節 消防庁舎

2. 1. 災害時の対応力不足

地震が起きた場合の倒壊又は崩壊の危険性に加え、現庁舎は十分な自家発電設備を備えていないため、停電の際に電話やパソコンなどの情報通信機器が使用できなくなります。

また、非常食等の備蓄資材保管室がないため、災害時の救援・復旧・情報伝達の拠点施設として不十分な面もあります。

消防車庫は、大地震の際に庁舎が倒壊すると、消防車や救急車が出動できなくなる危険性があります。



デジタル無線局舎と発電機設備



庁舎1階部分の消防車庫

2. 2. 庁舎内の狭あい化

遠軽地区広域組合は、消防と衛生の業務を所管していますが、衛生施設課はえんがるクリーンセンターに、消防本部消防課は消防署事務室に分散配置されているため、利用しにくい施設構成となっています。

仮眠室は大部屋となっており、感染防止対策や生活環境面で十分とは言えません。

また、各種申請手続等の受付スペースや協議スペースがなく、書類や備品類の保管場所も少ないため、混在して保管している状況です。



救急資機材と書類保管が混在している



透明シートで区画された仮眠室

遠軽町新庁舎建設基本計画  
第1章 現庁舎の現状と課題について  
第2節 消防庁舎

2. 3. 施設設備の老朽化や機能不足

壁のひび割れ、水道水へ錆が混入するなど、建物の老朽化が目立っています。暖房配管、ボイラーをはじめとする各種設備は、修繕を繰り返しながら使用しており、その更新が課題になっています。

また、情報通信機器の増加に伴い、ケーブル類の配線が複雑化し、執務しづらい環境となっています。



効率の悪い設備機器



視線を遮る天井からの露出配線類

2. 4. 車庫の狭あい・駐車場、訓練場スペースの不足

現消防庁舎の車庫は、建設当時の車両台数を基に設計されているため、車両の増加や大型化で狭あいとなり、車両間隔が狭く、ドアの開閉や乗降に支障をきたし、安全迅速な出動態勢の妨げとなっています。また、別棟で車庫を建設し車両を分散しているため、車両運用の利便性も悪い状況です。

消防・救急・救助などの資機材の保管場所が倉庫3棟に点在しており、救急業務においては、隊員及び資機材の消毒専用区画がなく、感染防止等の安全対策が万全ではありません。

また、駐車場は、一般来庁者用としては十分な広さが確保されていますが、災害発生時の招集における消防職・団員の駐車場としては手狭であり、隣接されている役場庁舎の駐車場を供用する等対策を講じていますが、依然として問題解決には至っていません。

現在は訓練場スペース及び訓練塔施設がないため、人命救助を想定した消火活動や救助活動の実践訓練を行うことができません。庁舎に併設するホース乾燥塔は老朽化が進んでおり、ホース乾燥本数についても不足している状況です。



車両間隔の狭い車庫



ホース乾燥塔

遠軽町新庁舎建設基本計画  
第1章 現庁舎の現状と課題について  
第2節 消防庁舎

2. 5. 高機能消防指令センターについて

消防指令センターは、遠軽町・湧別町・佐呂間町の119番通報の受付業務のほか、出動指令、無線通信業務を担う重要施設であります。現在の消防指令センターは、大規模な地震に耐え得る構造とはなっていないこと、浸水想定区域内の1階部分に整備されており、浸水対策が講じられていないことから、災害時に消防機能を維持継続できない可能性があります。

消防指令システムは部分更新、全更新の時期を迎えています。既存のシステムを運用しながら更新するためのスペースが確保できないため、現庁舎における改修工事は困難な状況です。



消防署執務室



消防指令センター

2. 6. 消防行政の課題

今後整備すべき消防庁舎（拠点の位置、規模、機能）や職員数については、将来人口や人口密集度、産業構造、及び消防団組織の状況などの予測を基に的確に判断する必要があります。

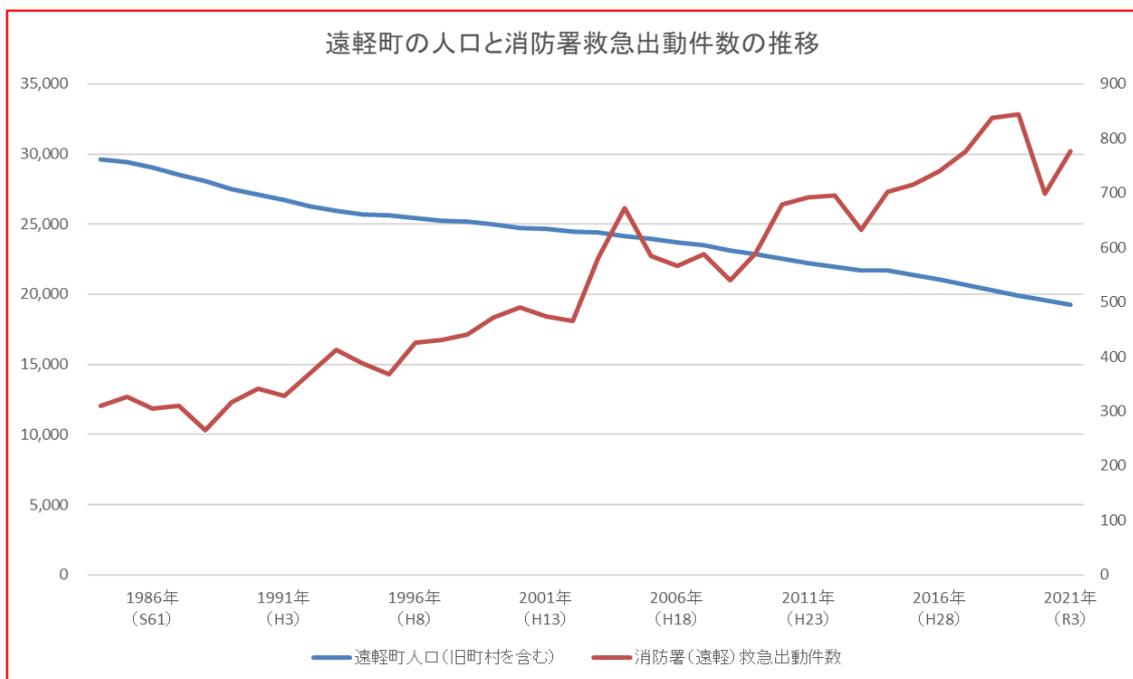
組合構成町村の人口は、遠軽地区消防組合（現在の広域組合）が設立された昭和46年以前から減少傾向にあり、組合構成町村の中核を担う遠軽町（合併前）においても昭和40年から昭和60年までは2万人台に達していましたが、これをピークに減少に転じています。

この減少傾向は、死亡者数が出生数を上回る自然減と、転出者数が転入者数を上回る社会減の状況に歯止めがかからないことが原因となっていますが、消防業務は時代とともに大きな変化をみせることとなり、平成になると救急需要が著しく増加し、救急業務の高度化が求められるようになりました。

組合では、高度な救命処置を提供するために、救急救命士の確保と高規格救急自動車の整備に努め、地域住民からの救急要請はもとより、高次医療機関への転院搬送が重複した場合でも対応できるよう出動体制の強化を図り、125名の消防職員のうち121名が救急隊員の資格を有しています。

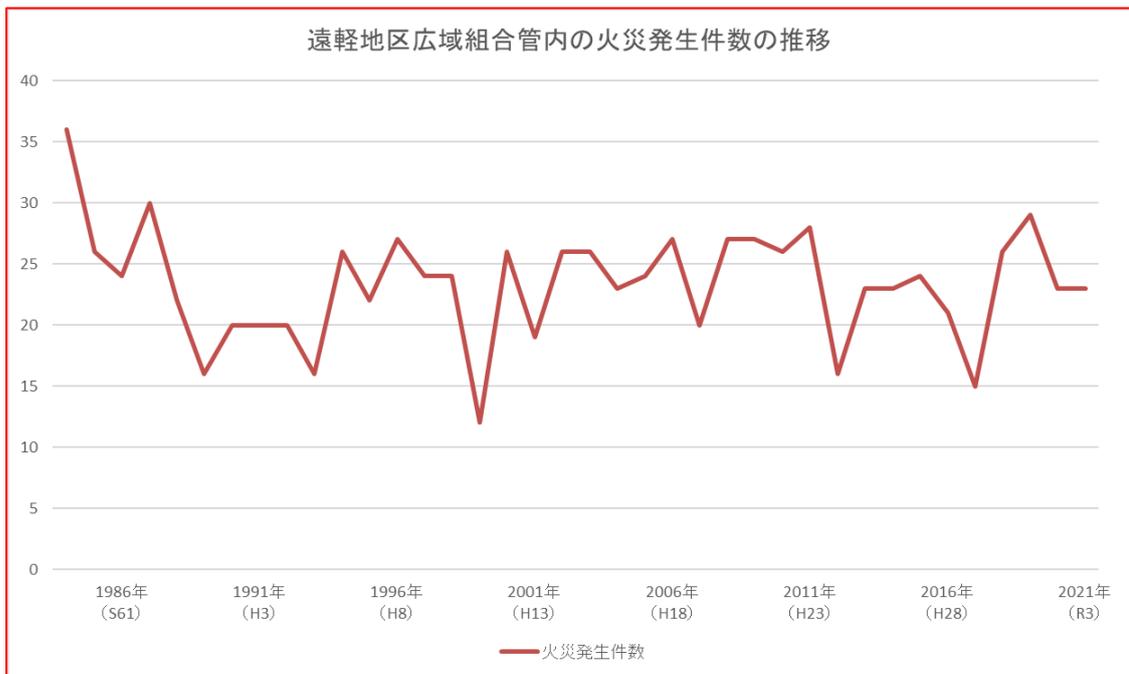
消防署は、国が示す消防力の整備指針に基づき、消防ポンプ自動車2台を運用するために必要な人員9名（1隊5名×1台、1隊4名×1台）と指揮隊1名、通信員2名の合計12名を最低当直人員とした3交代制勤務で、救急隊は全て消防ポンプ自動車を運用する消防隊員が兼務で運用しており、この消防体制は堅持する必要があると考えています。

しかし、消防署に設置されるべき救助隊（1隊5名×3隊）は、人員不足のため未編成となっており、指揮隊（1隊3名×3隊）については各隊2名ずつ不足しているため、計画的な定員管理による充足が必要な状況です。



遠軽町新庁舎建設基本計画  
第1章 現庁舎の現状と課題について  
第2節 消防庁舎

一方、全国的に減少傾向にある火災件数については、当組合管内では一時的に減少する年がありますが、ほぼ横ばいで推移していることから、火災防御の知識と技術の研鑽に努め、消防体制の質の向上を図ることは恒常的な課題となっています。



## 遠軽町新庁舎建設基本計画 第2章 新庁舎建設の必要性について

本庁舎は発災時に迅速な対応を図るための活動拠点として重要な役割がありますが、耐震性が不足している現状のままでは、開庁時間中に大規模地震が発生した場合、庁舎が倒壊又は崩壊する危険性があり、多くの来庁者や職員が負傷する可能性もあります。同時に、システムの損傷等により行政機能が停止し、災害復旧・復興の拠点としての機能が果たせないことも予想されます。

また、相談室や会議室等も不足しており、プライバシーの保護やセキュリティ面でも万全とはいえない状況にあり、老朽化による設備の故障やエネルギー効率の低下も目立ち始めています。

仮に、耐震補強工事を行っても、教育委員会や保健福祉課の分散化は解消されない上、建物の寿命が大きく延びるわけではなく、いずれ耐用年数を迎え、建て替えることとなります。加えて、補強工事に伴い耐震壁などを設置することにより、執務室や通路、窓口等が狭くなる、仮設庁舎が必要になるなど、新たな課題も想定されます。

これらのことを踏まえ、第1章の現状と課題を解決すべく、新庁舎が果たす役割を整理します。

### (1) 安全・安心への対応

災害や危機事象発生時には、町民の安全を確保し、迅速な災害対応や復旧作業が可能となるよう、災害対策本部の設置、情報発信、一時避難場所として活用するほか、継続して業務を行う必要があることから、耐震性を有した安全な新庁舎構造が求められます。また、遠軽地区広域組合と一体的で緊密な連携を図り、防災拠点機能を備える必要があります。

### (2) 町民サービスの向上

分散庁舎や狭あい化が課題となる現庁舎の改題を解決するため、窓口機能の集約化、ICT等の有効活用により、町民サービスの向上と事務効率の向上を図る必要があります。また、プライバシーを守りながら、町民に寄り添うサービスを提供できる窓口相談スペースを設置することも必要です。

特に利用頻度が高く、町民サービスに直結する窓口、相談、町政情報の提供などの機能は、低層階部分に配置するなど利便性の向上を図る必要があります。議場や議会関連諸室は、各室の関連性や議員の動線に配慮した集約機能を目指し、適正な面積とする必要があります。

### (3) 社会・環境への配慮

国籍や性別、年齢や障がいの有無などにかかわらず、あらゆる人にとって使いやすく、わかりやすい、ユニバーサルデザインを基本とした庁舎が必要です。また、環境負荷の低減に配慮し、自然光、自然通風などの自然エネルギーの有効利用や省エネルギー、省資源化によるランニングコストの低減を図るとともに周辺環境へ配慮した都市景観の形成を目指し、低炭素型のまちづくりを実現させる役割が望まれます。

## 遠軽町新庁舎建設基本計画 第2章 新庁舎建設の必要性について

### (4) まちづくりとの連携

まちづくりの拠点となる新庁舎は、集積した都市機能や周辺施設との連携、遠軽町の魅力を感じられる役割が期待されます。自然豊かな環境や周辺建物との調和を考慮し、景観形成に配慮する必要があります。

### (5) セキュリティの確保

町民の個人情報や行政情報を取り扱う庁舎では、情報漏えいを防ぎ、電子データを守るなどの適切な管理を行う必要があることから、情報セキュリティ機能の確立と、庁内への防犯対策となる環境を整え、来庁者や職員等の安全を確保する必要があります。

### 【新庁舎建設の必要性】

このように整理した新庁舎の役割を考えると、現庁舎の耐震化や未利用公共施設（昭和49年建設の旧遠軽小学校を想定）を改修して活用する場合、耐震化のほかに、建物の増築や大規模な改修が必要なことから、いずれの場合も、消防庁舎を含めて50億～60億円程度の事業費が見込まれます。

遠軽町新庁舎建設基本構想において、庁舎の建替と現庁舎の耐震化・改修について優位性を比較した結果、長期的な視点で見ると庁舎の建替の優位性が高いと判断しましたが、工事費についても、現庁舎の耐震化・改修や未利用公共施設の改修による工事費用の縮減効果は低いことから、庁舎の整備に当たっては建替が最も優位性が高く、新庁舎の建設が必要と考えます。

### <改修等にかかる想定コスト>

事業方法	現庁舎改修（増築含む）	未利用公共施設改修
想定事業費	54.4億円程度 〔 役場庁舎：36.0億円 消防庁舎：18.4億円 〕	57.9億円程度 〔 役場庁舎：33.4億円 消防庁舎：24.5億円 〕

## 遠軽町新庁舎建設基本計画 第3章 新庁舎建設の検討経緯について

「基本計画」は、「基本構想」で示した現状の問題点、新庁舎の基本方針、新庁舎の建設場所などを検討し、目指すべき新庁舎像についてより具体化するとともに、建物配置などのゾーニングや新庁舎に必要なとなる機能の整理、各機能の基本的な考え方など、基本設計に反映すべき事項の方針を示すために策定するものです。

- ・ 現庁舎の現状の把握、問題点と課題の整理
- ・ 耐震性、老朽化、バリアフリー化、狭あい化、利便性
- ・ 立替と耐震化・改修の比較
- ・ 新庁舎の基本方針整理
- ・ 新庁舎の建設予定地について

構想編

- ・ 新庁舎建設の必要性
- ・ 基本理念の設定
- ・ 新庁舎の必要機能
- ・ 新庁舎の規模
- ・ 建設計画（配置・構造）
- ・ 概算事業費
- ・ 財源計画
- ・ 事業スケジュール
- ・ 事業手法等

計画編

遠軽町新庁舎建設基本計画  
第4章 新庁舎建設の基本的な考え方  
第1節 役場庁舎

1. 1. 基本構想の概要

新庁舎の建設に当たっては、現庁舎の耐震性の不足、施設・設備の老朽化、建物の狭あい化、バリアフリー化対応への限界、維持管理費の増大など、現庁舎が抱える様々な課題を解消し、十分な行政サービスの提供と町民ニーズや時代の要求に応える必要があります。また、遠軽町公共施設等総合管理計画や遠軽町地域防災計画などに示された方向性と整合を図るとともに、現庁舎が抱える問題点を踏まえて、新庁舎の基本理念と基本方針を次のように定めます。

1. 2. 基本理念

現庁舎の課題や新庁舎の果たすべき役割などの整理をもとに、より充実した町民サービスの提供と効率的な行政運営を目指して、新庁舎建設の基本理念を次のように設定します。

**『町民の安全安心を守り、人と環境に優しい庁舎』**

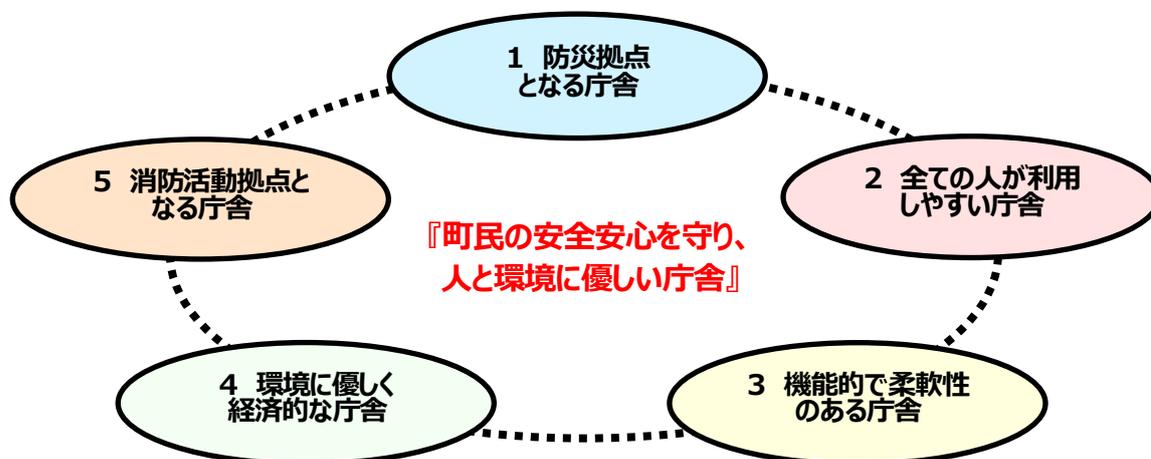
1. 3. 基本方針

基本理念を実現するため、より具体化した基本方針として、これまでの検討経緯や基本構想を踏まえ次のとおり設定します。

- 基本方針 1 防災拠点となる庁舎
- 基本方針 2 全ての人が利用しやすい庁舎
- 基本方針 3 機能的で柔軟性のある庁舎
- 基本方針 4 環境に優しく経済的な庁舎
- 基本方針 5 消防活動拠点となる庁舎

基本計画は、この5つの基本方針をもとに新庁舎の整備のあり方をより具体的にまとめたものです。

新庁舎建設のコンセプト



遠軽町新庁舎建設基本計画  
 第4章 新庁舎建設の基本的な考え方  
 第1節 役場庁舎

基本方針 1 防災拠点となる庁舎

災害の発生時に行政機能を継続しつつ、災害対応の拠点を強化し町民の生活を守るため、耐震性に優れ、迅速な支援や復旧活動を行うことができる防災機能を備えた庁舎を検討します。また、平常時から遠軽地区広域組合と緊密な連携を図ることができる庁舎を検討します。

・地震や水害などの災害に強い建物	耐震構造及び水害に対応した設備の配置
・災害対策本部の設置スペース	大会議室や議場の活用
・応援職員等の十分な待機スペース	ゆとりをもった会議室等
・停電時にも対応できる非常用発電設備	災害時 72 時間稼働可能自家発電設備
・備蓄品や応援物資などの防災用品を収納するスペース	備蓄庫及び防災倉庫の設置、応援物資保管スペースの確保
・遠軽地区広域組合と一体的な庁舎による連携の強化	併設メリットを活かした連携システム

基本方針 2 全ての人が利用しやすい庁舎

町民の利用が多い届出、申請、相談等の窓口サービスの利便性を高めるため、分散している民生部保健福祉課及び教育委員会を本庁舎に集約し、町民ニーズにあった便利で利用しやすい庁舎を検討します。また、バリアフリーに配慮したユニバーサルデザインの導入を図るなど、全ての町民が利用しやすい庁舎を検討します。

・効率的で利用しやすい窓口	訪問窓口のわかりやすいサイン計画
・使いやすいローカウンターや広くゆとりのある通路	高齢者、子ども連れ来庁者に配慮したカウンター計画
・プライバシーに配慮した窓口や相談室の配置	個別相談のできる相談室の設置
・エレベーター、多目的トイレの設置	エレベーターの設置、多目的トイレの各階への設置
・子育て世代が利用しやすいようベビーベッド、オムツ替えスペースの設置	多目的トイレ及び一般トイレへ設置
・誰にでもわかりやすい案内表示	床面や壁面、天井吊下サインの設置
・行政情報や観光情報を発信するスペース	ロビーやホールに地域情報発信スペース

遠軽町新庁舎建設基本計画  
 第4章 新庁舎建設の基本的な考え方  
 第1節 役場庁舎

基本方針 3 機能的で柔軟性のある庁舎

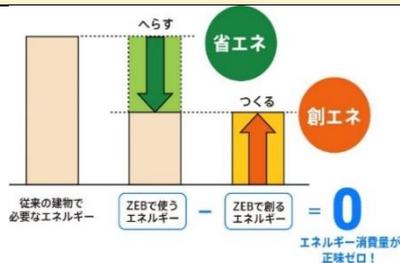
適正な執務空間を確保するとともに、今後の行政需要の多様化、社会情勢の変化、情報化の進展など、様々な変化に対応できるよう、効率的で機能的な柔軟性の高い庁舎を検討します。また、個人情報を取り扱うことから、防犯及びセキュリティ機能を強化した庁舎を検討します。

・ オープンフロアを基本とした働きやすい執務空間	視認性の配慮、自然光や通風が行き届く快適な執務空間
・ ICT の活用	総合窓口支援システム、デジタルサイネージによる情報案内、庁内エネルギー見える化
・ 拡張性があり多用途に使用できる会議室	可動間仕切りによる目的に合わせた空間利用
・ 職員の福利厚生に配慮した空間	食堂や更衣室、休憩スペースなどの整備
・ 執務空間と利用者空間の明確な区分	セキュリティゾーニングによる情報漏えいの防止
・ 個人情報や行政情報を適正に管理	入退室管理システム等による防犯機能の強化
・ 入退庁の情報管理、防犯カメラ等の整備	職員の勤怠管理、セキュリティ強化

基本方針 4 環境に優しく経済的な庁舎

環境に配慮した省エネルギーや新エネルギーの技術を導入するための財源（補助金）の確保を図るとともに、二酸化炭素の排出削減に努め、維持管理経費も含めた経済的な庁舎を検討します。

・ 省エネルギーに配慮した照明・空調設備	LED 照明、人感センサーによる照明制御
・ 維持管理費用の削減や二酸化炭素の排出削減に貢献する設備の導入	ビル・エネルギー・マネジメント・システム（BEMS）によるエネルギー管理
・ 管理や更新等が容易となる設備等の配置	配線経路や機械室に適切なスペースを確保
・ 耐久性のある外装材の使用	外断熱工法の採用
・ 遠軽地区広域組合と一体的な庁舎による施設・設備の共有化	電気室・機械室、自家発電機室、受電設備、熱源等の共有化
・ 空調負荷を軽減する工夫	吹き抜け空間による重力換気
・ 寒冷地における良好な空気環境	全熱交換機の導入、個別熱源方式による冷暖房のゾーニング
・ ZEB 適合を目指した創エネ技術の導入	太陽光発電など再生可能エネルギーの活用



出典：環境省 HP[ZEB PORTAL]より



出典：環境省 HP[ZEB PORTAL]

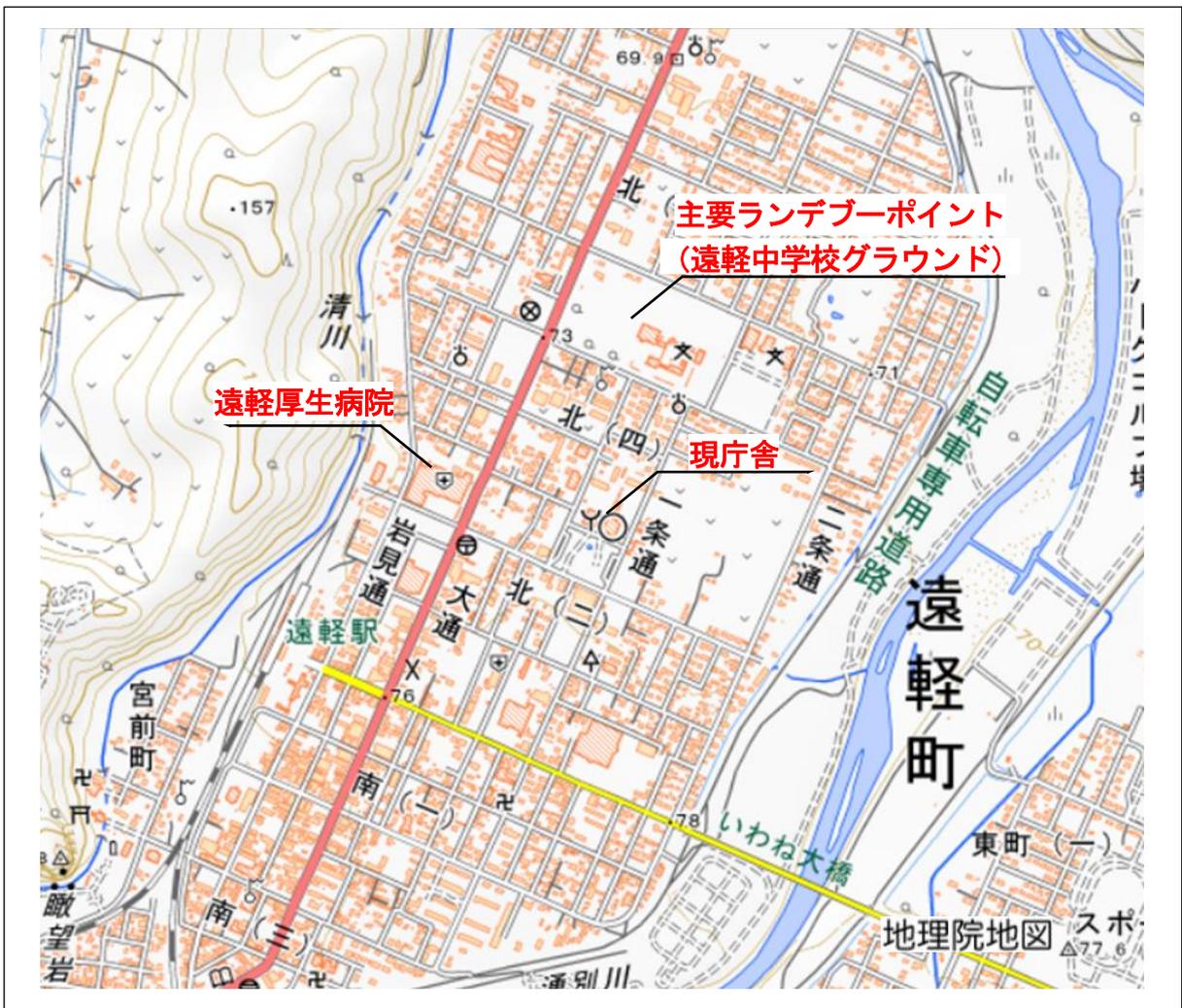
遠軽町新庁舎建設基本計画  
 第4章 新庁舎建設の基本的な考え方  
 第2節 消防庁舎

2. 1. 新消防庁舎建設に当たっての基本方針

**基本方針 5 消防活動拠点となる庁舎**

消防庁舎は、組合構成町（遠軽町・湧別町・佐呂間町）の通信指令業務の一元管理及び警防体制の共同運用の中核を担うとともに、北海道広域消防相互応援や緊急消防援助隊を要請した際の指揮本部機能が求められる重要な消防活動拠点施設であることから、災害に強く、機能的で柔軟性のある消防施設の整備を検討します。

・地震や水害などの災害に強い建物	耐震構造と水害に対応した設備の配置
・災害時の指揮本部の設置スペース	災害対策室の設置、北海道広域消防相互応援・緊急消防援助隊の受援体制の強化
・非常招集した職員や団員の十分な待機スペース	多用途に利用できる消防団員の出動待機詰所
・消防訓練などが実施できる訓練施設の確保	実践的な消火、救助訓練等が行える訓練塔
・防火管理講習や救命講習などを開催できる施設	消防団員の出動待機詰所を活用した講習室・研修室等の確保
・遠軽町との一体的な庁舎による施設・設備の共有化	電気室・機械室、自家発電機室、受電設備、熱源等の共有化



## 2. 2. 消防庁舎建設に関する基本的機能

消防庁舎は消防行政の中核として、災害時における活動拠点機能を有し、安全で耐久性が高く、情報化に対応する災害に強い消防庁舎として、地域住民の安全・安心に寄与する施設を目指します。

### (1) 土地利用

- ① 緊急車両の道路への出入口は、迅速に出動できる動線の確保に努める。
- ② 緊急車両が安全に出動できる配置を検討する。
- ③ 訓練時の水の飛散や煙、音など、周辺的环境へ配慮する。

## 遠軽町新庁舎建設基本計画 第5章 新庁舎建設の敷地について

遠軽町新庁舎建設基本構想において、新庁舎の建設候補地は「現庁舎の前庭」に位置付けました。

- ①「市民の利便性の観点」 中心市街地に立地し、公共交通の利用が容易で親しみのある敷地
- ②「防災上の観点」 災害時の避難救助や物資供給、緊急車両の通行が確保できる幹線道路に近接する区域
- ③「用地の確保の観点」 新たに購入せず建設が可能な町有地

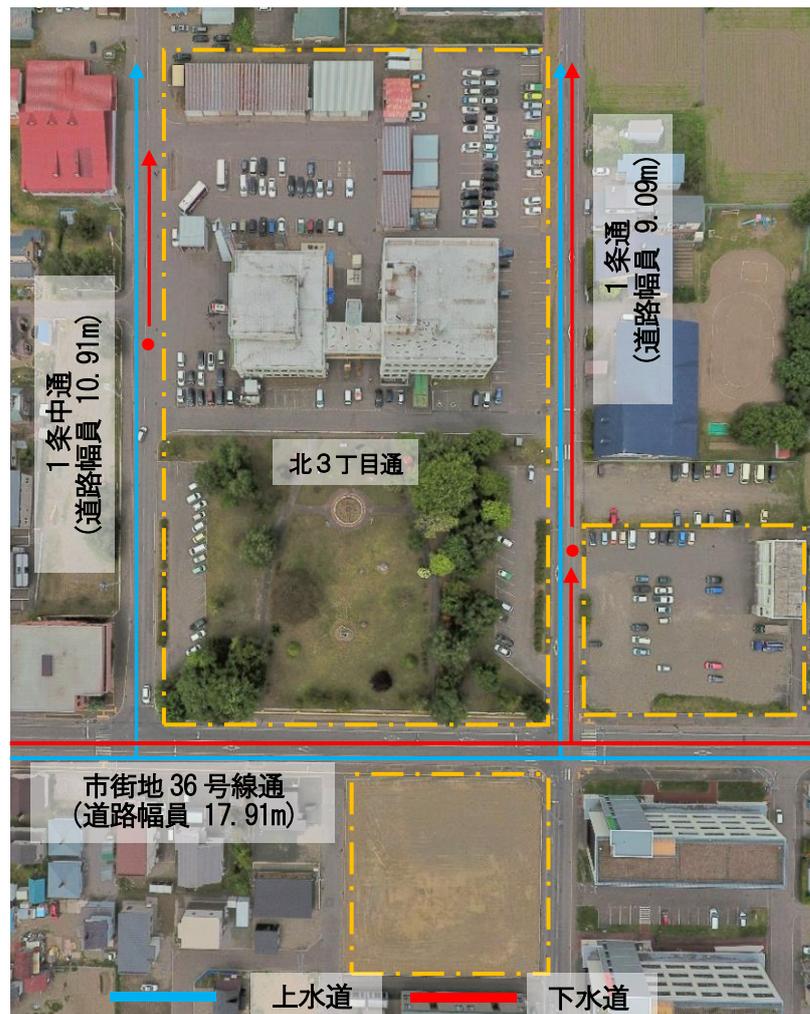
以上の要件を満たす場所として検討した結果、浸水想定区域内（0.5m～1.0m）にあるものの、対策を講じることでそれぞれの要件を満たすとともに、市民にとって長年慣れ親しんだ場所でもあることから「現庁舎の前庭」を候補地としました。

用途地域・・・第二種住居地域

インフラ状況・・・上下水道、光通信配線、

道路幅員の状況・・・候補地の前面道路は幅員最大 約18m

敷地面積・・・18,148㎡（うち、前庭分 約7,800㎡）※町道北3丁目通を除く。



# 遠軽町新庁舎建設基本計画

## 第5章 新庁舎建設の敷地について

### 〈新庁舎敷地の災害想定〉

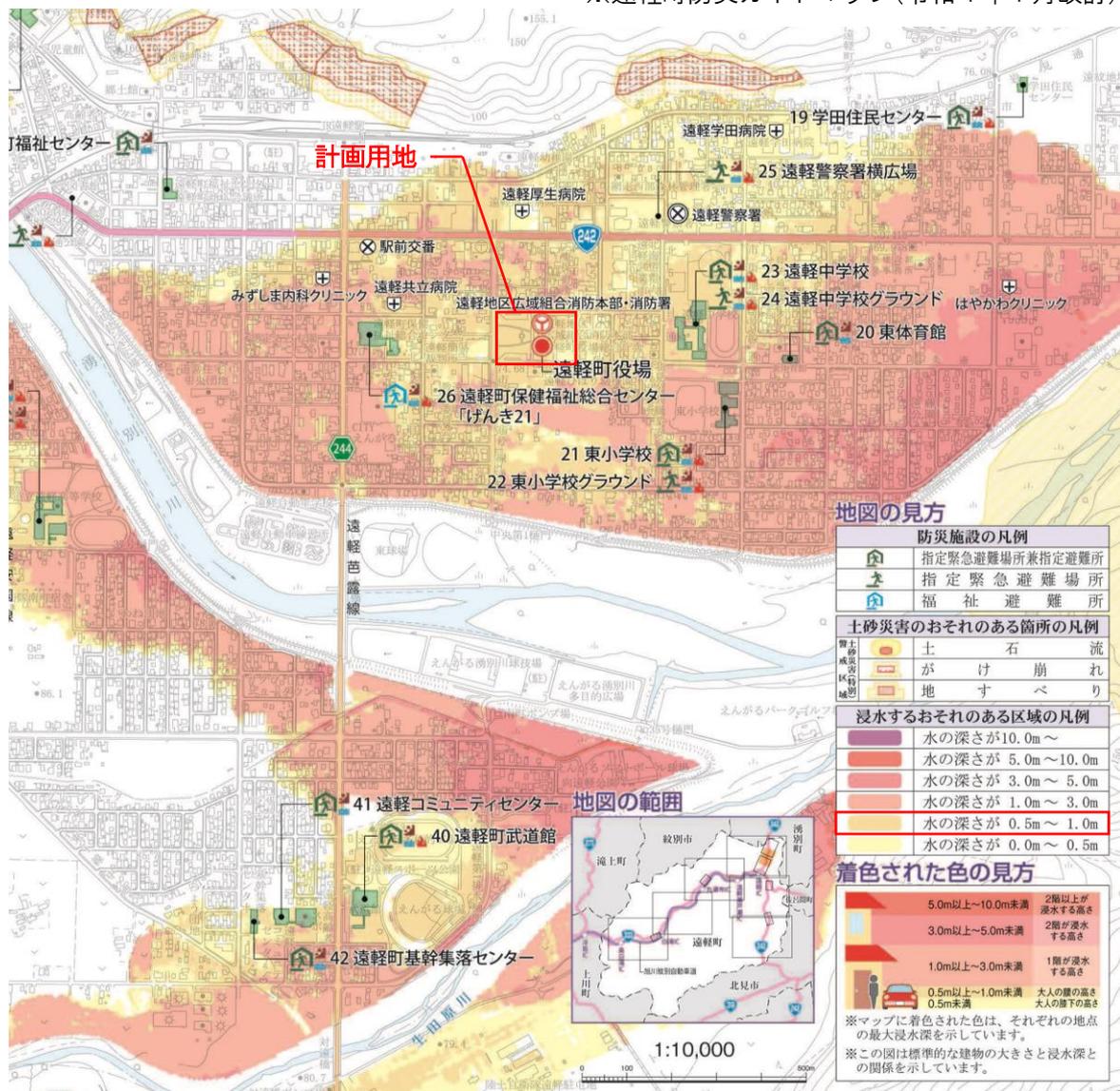
#### 1. 地震

遠軽町に最も影響を及ぼすと想定される地震は「全国どこでも起こりうる直下の地震(遠軽町直下でのM6.9クラスの地震)」で、町内全域において震度6弱の揺れが予想されています。

#### 2. 洪水

- ・洪水浸水想定区域：区域内(水の深さが0.5m～1.0m)
- ・土砂災害警戒区域：区域外

※遠軽町防災ガイドマップ(令和4年1月改訂)



【図：遠軽町防災マップ(抜粋)】

### 1. 窓口、町民サービス機能について

現在は、民生部保健福祉課及び教育委員会の庁舎が分散しているため、町民の利便性、職員間の連携や事務効率化に支障をきたしています。また、過去に実施した行政評価による町民アンケートにおいても、窓口業務について「1か所だとわかりやすい」といった意見がありました。

このため、新庁舎において窓口業務を集約することは、町民サービスの向上に不可欠ですが、窓口業務の集約化に当たっては、現在分散する庁舎の各課と検討を行った結果、検討しなければならない課題もあります。

現在、民生部保健福祉課の事務室がある「遠軽町保健福祉総合センター」は、町による各種検診業務等を行っているほか、遠軽町社会福祉協議会が介護事業や町の各種事業を受託し、業務を行っています。

新庁舎において、全ての検診を行うスペースを設けることは、施設の規模に大きく影響することから、検診業務については、既存施設や他の公共施設の活用も検討します。

教育委員会の業務については、集約化することで支障のある窓口業務は特にありませんが、教育相談等のプライバシーへ配慮した相談室等の設置が必要です。

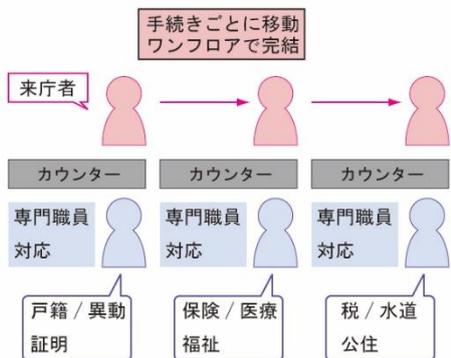
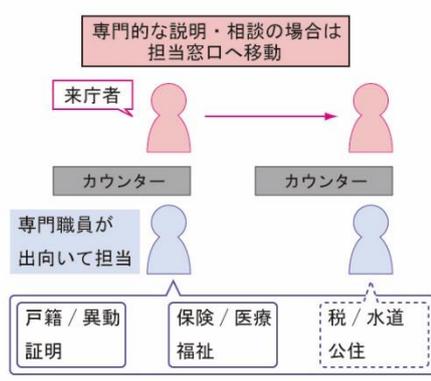
また、人口減少や少子高齢化の進展、社会情勢の変化に伴い、職員数の減員や定年延長を踏まえた定員管理が必要なことから、将来の職員数を考慮した検討が必要です。

新庁舎は、窓口業務を行う関連部署を低層階に集約した、町民の利便性を重視した計画とし、各窓口がわかりやすいサインを表示するとともに、手続きに伴う各種相談ができるよう、プライバシーに配慮します。

また、町民が利用しやすい行政サービスの実現に向けて、窓口サービスの形態を検討します。

窓口業務のサービス形態は、ワンフロアサービス、ワンストップサービス、ワンフロアストップサービスなどが想定されますが、町民のニーズに合った便利で利用しやすい庁舎とするため、新庁舎窓口機能検討タスクフォースを設置して検討します。

〈表：想定されるサービス形態(①・②)〉

項目	①ワンフロアサービス (関係課統合方式)	②ワンストップサービス (後方職員ローテーション方式)
概要	<p>担当部署ごとに窓口は分かれるが、町民利用の多い申請や届出、証明書発行などの窓口を、ワンフロアに配置して集約する。</p> 	<p>住民票、戸籍、年金、保険、福祉関係など、さまざまな手続きを1か所で済ませることができる総合窓口を配置する。</p> 
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関連する窓口を集約配置することで、手続きにかかる移動距離が短くなる。</li> <li>・対応窓口が明確で、専門的な対応が可能となる。</li> <li>・空いている窓口から利用することで、効率の良い手続きが可能となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数の手続きが1か所で済むため、来庁者の移動が少ない。</li> <li>・ワンストップ窓口のため、利用する窓口がわかりやすい。</li> <li>・証明書発行などの事務に適している。</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・来庁者は、手続きごとに窓口を移動しなければならない。</li> <li>・窓口のわかりやすい案内表示が必要となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・来庁者が集中した場合、短時間で済む手続きと長時間を要する手続きが混在するため、待ち時間が長くなる可能性が高い。</li> <li>・専門的な制度の説明や相談が伴う場合、担当窓口への移動が必要となる。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関連部署を集約するスペースの確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手続きに応じた職員ローテーションの確立</li> </ul>

〈表：想定されるサービス形態(③)〉

項目	③ワンフロアストップサービス (≒①+②の併用)
概要	<p>窓口を一本化し、一つの窓口で複数の手続き(申請等)を行う。証明書の発行を専門とするものや、身体状況によりワンストップ対応が必要な方など、状況に応じて別途窓口を設ける。</p>
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数の手続きなどが1か所で済むため、来庁者の移動が少ない。</li> <li>・ワンストップ窓口がベースとなるため、利用する窓口がわかりやすい。</li> <li>・フリーカウンターは、来庁者の身体状況や繁忙期の臨時窓口など柔軟な利用が可能。</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用方法が時期により変化する可能性があるため、わかりやすい案内表示が必要となる。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・的確に案内できる人材の育成</li> </ul>

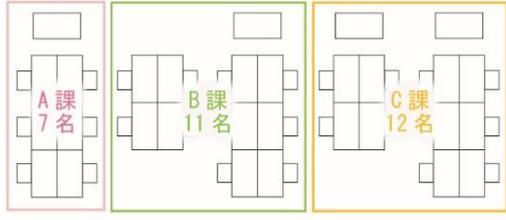
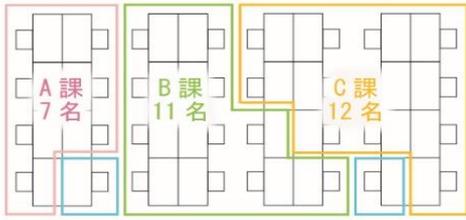
## 2. 執務機能について

人口の減少による行政機能のコンパクト化や、建設コストの削減を念頭に置き、執務スペースは、間仕切りのないオープンフロアを基本とし、効率的で最小限の床面積とするため、ユニバーサルレイアウトの導入やファイリングシステム等の導入を検討します。

### (1) 執務スペース

従来のレイアウトは、担当課ごとに机で「島」を作っているため、担当課内のコミュニケーションは取りやすいものの、人数によって無駄なスペースや、レイアウトが煩雑になるデメリットがあります。ユニバーサルレイアウトは、机の配置を固定化し、移動式のキャビネットなどを使用することで、人数の変化等に応じて職員の移動が可能になるものです。新庁舎は、人口減少による職員数の変化や情報通信技術の革新などにより、将来的に執務スペースの利用状況が変化することを見据え、コンパクトかつ柔軟で効率的な職場配置を可能とするユニバーサルレイアウトの導入を検討します。また、日常的に使用する打合せ・作業スペースの各フロアへの確保を検討します。

〈表：執務スペースのレイアウト比較〉

項目	従来のレイアウト	ユニバーサルレイアウト
レイアウト図	 <p>人数の違いにより空きスペースが生じる。人数の変化に対応しにくい。</p>	 <p>共用スペースや増員スペースとして有効活用を図ることが可能。必要スペースも縮小可能。</p>
「島」構成	原則、課・係ごとに「島」を構成。課・係長の席が見通しの良い場所に置かれるケースが多い。	課・係を単位とした「島」の構成を原則とするが、人数によっては、課・係が混在する場合がある。課・係が複数の「島」にまたがり分散化することがある。
スペースの有効活用	「島」を構成する机の数や位置により、スペースに無駄が生じる。	規則的な配置と固定化により、スペース利用の効率化が図れる。
コミュニケーション	課・係内のコミュニケーションが図りやすい。	課・係内のコミュニケーションがとりやすく、加えて、課・係を超えたコミュニケーションも図りやすい。



〈ユニバーサルレイアウトの活用事例(埼玉県北本市役所)〉

### 3. 議会機能について

議会機能については、町政の重要事項を審議決定する議決機関として、独立性に配慮するとともに、議会活動を効率的に行える配置や町民に開かれた議会になるよう検討します。

#### (1) 町民に開かれた議会

議場や通路等は、ユニバーサルデザインを基本とし、より一層町民に開かれた議会となるよう検討するとともに、議場の多目的利用についても検討します。

#### (2) 議会関連諸室の整備

委員会室や議員控室、正副議長室等の関連諸室に関しては、議会活動を円滑で効率的に実施できる配置を検討します。

#### (3) 議会情報発信

来庁した町民が、容易に議会情報を入手できる環境整備に配慮します。

〈議場レイアウトパターンの比較〉

項目	直列配置タイプ	円型タイプ	対面(多目的)配置タイプ
模式図			
イメージ写真			
配置の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>議長席及び理事者席が、議員席と対面して配置される。</li> <li>傍聴席は、議員席の背後に配置される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>直列配置タイプを円形に応用して配置される。</li> <li>円形プランによって声が均等に届く特質がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>演壇を中心に議長席、理事者席、議員席、傍聴席が向かい合うように配置される。</li> <li>傍聴席が議員席の背後にならないため、傍聴席から理事者席と議員席の双方の様子をうかがえるので、質疑応答等の全体像が把握しやすい。</li> </ul>
床の形状	<ul style="list-style-type: none"> <li>議員席は、列数が多くなりがちであり、ひな壇形状になることが多い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>直列配置タイプより議員席の列は長く配置でき、列数が減るため、緩やかな段床もしくは平土間も可能となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>直列配置タイプより議員席の列は長く配置でき、列数が減るため、緩やかな段床もしくは平土間も可能となる。</li> </ul>
机・椅子	<ul style="list-style-type: none"> <li>固定式が多い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>固定式が多い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平土間の場合、可動式も可能であり、議場を多目的に利用することができる。</li> </ul>
傍聴席	<ul style="list-style-type: none"> <li>議員席が多数配置される場合は、傍聴席の床レベルを上げないと全体が見えにくい。</li> <li>議員席の背後にあるため、議員席にいる議員の表情は見えない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>直列配置タイプより参加者の表情は見やすい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>議員席の背後にならないため、床レベルを上げなくても全体が見やすい。</li> </ul>
採用事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>旧来一般的に採用された配置。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>北海道議会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>芽室町議会</li> </ul>

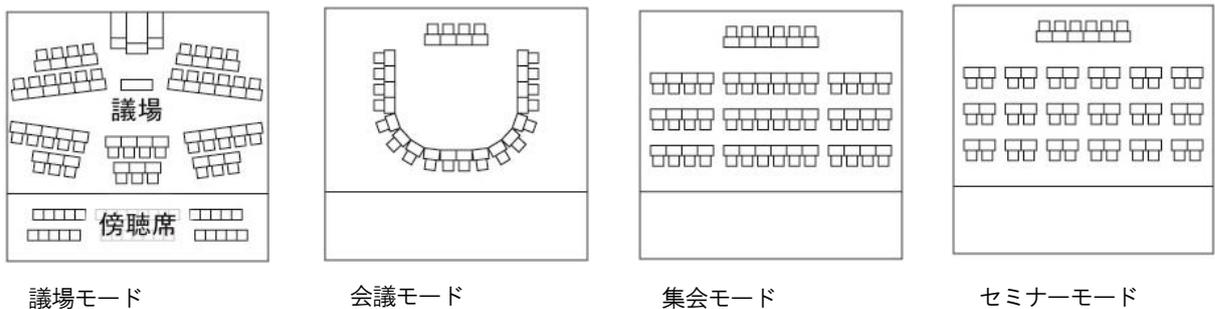
〈議場の床形式の比較〉

	ひな壇	平土間
模式図		
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議場内の床に段差を設ける形式</li> <li>・後方の理事者・議員の床は高くなるので、見えやすい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議場内の床をフラットにする形式</li> <li>・同じレベルとなるため、後方の理事者・議員は、見えにくい</li> </ul>
多目的利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会の使用を主目的として、段床とするため、他の用途利用は困難</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・床がフラットなため、様々な用途利用に対応しやすい</li> <li>・机や座席を収納するための倉庫が、近接して必要</li> </ul>

〈議場と傍聴席の床レベルの関係比較〉

	議場・傍聴席1層タイプ	議場・傍聴席2層タイプ
模式図		
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議場がやや見えにくい</li> <li>・議場と傍聴席の間のセキュリティは、とりにくい</li> <li>・議場の天井高は低い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議場が見えやすい</li> <li>・議場と傍聴席の間のセキュリティは、とりやすい</li> <li>・議場の天井高は高い</li> </ul>

〈議場の多目的利用例〉



#### 4. 防災拠点機能について

災害発生時には、庁舎内に災害対策本部を設置し、情報の迅速な収集や発信、関係機関との連携、救援・復旧活動の指揮を担う防災拠点となるほか、継続して業務を行う必要があります。また、想定外の洪水などが発生した場合には、周辺住民等の「一時避難場所」としての利用も検討します。

##### (1) 災害対策本部の整備

庁舎内に災害対策本部を設置するスペースや関連機器を整備します。また、業務継続を行うための重要諸室（電気室やサーバー室等）は浸水対策のため、中層階以上に設置します。さらに、サーバー室や災害情報等の機器類には、免震対策を行います。

##### (2) 業務継続に必要なライフラインの確保

災害対策本部機能を含めた業務継続のため、国の指針に基づき「72 時間」外部からの供給なしで非常用電源を稼働できる環境を整備します。また、一定期間の業務継続に必要な燃料や飲料水等の確保に努めます。

##### (3) 災害時の外部職員の受入態勢

災害対策時に、国や北海道、自衛隊などの受入を考慮し、災害対策要員が集中的に活動できるスペースを確保します。

##### (4) 一時避難場所の確保

想定外の規模の災害が発生した際に、周辺住民等が一時避難できるスペースを検討します。

また、想定外の洪水などが発生した場合の一時避難場所は、中層階以上の会議室等を活用するとともに、女性へのプライバシーにも配慮します。

##### (5) 国や道の機関の代替施設使用

災害発生時において、国や道の機関の施設機能に著しい障害が生じた場合には、代替施設として利用できるようにすることについて検討します。

## 5. 町民交流機能について

町民の交流活動の場として、遠軽町芸術文化交流プラザ「メトロプラザ」があることから、新庁舎における町民交流スペースについては、必要最小限とし、災害時に迅速に状況を伝える情報発信スペースの設置を検討します。

### (1) 町民の協働・コミュニティ活動などの利活用スペースの確保

建物外部も含め、町民がくつろげる空間や、情報発信などに必要なスペースを検討します。

### (2) 町民が気軽に立ち寄れる施設機能の充実と空間の確保

エントランスホールなど外部からガラスを通して内部の様子が見え、中に入りたくなる雰囲気づくりに配慮します。

子ども連れの利用者に配慮し、キッズスペースの導入を検討します。

外構まわりには、季節を感じる植栽を検討し、建物で敷地を分断せず、敷地全体を使い、オープンスペース、子ども広場、バス停にベンチやあずま屋などを配置し、町民が災害時、日常時間問わず、常に利活用する場となることを目指します。

### (3) 安全に移動できる連続した歩行空間

バリアフリーに配慮した歩行者の快適な動線確保について検討します。

庁舎とバス停を結ぶ動線や、庁舎と来庁者用駐車場を結ぶ動線には、雨や雪対策を検討します。

## 6. 福利厚生・利便機能について

### (1) 福利厚生機能の充実

災害時の炊き出しも可能となるよう、食堂の設置を検討します。また、来庁者の利便性向上のため、ATMコーナーや自動販売機コーナーを設置します。

職員が健康を維持し、職務を円滑に進めるために必要な休養室等を検討するとともに、職員の職場環境の向上と、個別ロッカーや更衣室、災害時に仮眠も取れる男女別の休憩室の充実を検討します。

トイレは、車いす使用者やオストメイト、子ども連れなど、誰もが使いやすい快適な空間とし、職員のリフレッシュ空間を検討します。

### (2) 総合窓口等による町民サービスの向上

総合窓口によるワンストップ化やワンフロアでの対応を検討し、町民サービスの向上を図ります。

案内モニターや音声案内、明快な動線の確保など、町民がわかりやすく便利な窓口となるよう検討します。また、誰もが使いやすい窓口とするため、ローカウンターを基本に検討します。

### (3) 利用者の動線に配慮した配置

町民利用の多い部署を低層階に集約し、可能な限り近接させるなど、来庁者の視点に立った配置とします。

### (4) 窓口や相談室等のプライバシー機能の確保

窓口カウンターの仕切りやパーテーションの設置など、来庁者のプライバシーに配慮します。

相談室等は、プライバシーを守りながらも明るく開放的なイメージに配慮します。

### (5) 町政やまちづくりに関する情報発信機能の充実

町政やまちづくりに関する情報を発信するため、情報発信モニターやパンフレット等の設置コーナーを検討します。

観光客など遠軽町を訪れた方に対して、観光情報等を発信できる機能の充実を図り、観光情報や町政情報、有事の際の緊急情報の取得など、町民をはじめ、全ての来庁者の利便性向上のために、庁内で利用できる無料公衆無線LANを検討します。

## 7. ユニバーサルデザインに関する考え方について

年齢や障がいの有無などにかかわらず、誰にとってもわかりやすく使いやすい「ユニバーサルデザイン」を検討します。また、施設面の充実だけでなく、職員からの声かけなどを積極的に推進し、町民目線に立ったサービスの向上を図ります。

### (1) バリアフリーへの配慮

正面入口の近くに、車いす利用者用の駐車場を整備し、雨に濡れずに庁舎にアクセスできる配置を検討します。また、妊娠中の方や障がいのある方などにも使いやすいよう配慮します。

屋内外の通路については、車いす利用者やベビーカー利用者が余裕をもって通れ、すれ違いにも対応できる、ゆとりある幅を確保するとともに、段差のない通路とします。

柱の突起など通行の妨げとなるものはできるだけ設置しないよう配慮します。また、階段、エレベーターなどには手すりを設置します。

### (2) わかりやすい案内表示

誰にでもわかりやすい案内表示とするため、絵記号(ピクトグラム)などを用いるとともに、設置場所、大きさ、配色に配慮します。

視覚や聴覚に障がいのある方でもスムーズに案内できるよう、矢印による表示や音声による案内、点字ブロックの設置などを検討します。

### (3) 多様な利用者への配慮

子育て世代が利用しやすいよう、授乳室やキッズスペースの設置を検討します。

車いす利用者や高齢者、子ども連れの方など多様な状況に対応できるオストメイト対応多目的トイレの設置を検討します。

### 8. 環境負荷低減に関する考え方について

新庁舎が果たすべき役割となる「環境への配慮」として、省エネルギーや省資源による環境負荷の低減を検討します。

#### (1) 省エネルギーの推進

自然採光や自然通風の有効活用、外断熱工法や断熱サッシ、遮熱性防水工法、また、エネルギー管理システムについて検討します。

#### (2) 再生可能エネルギーの活用

電力消費や冷暖房負荷が軽減できるよう導入については、運用コストなど総合的に比較検討します。

#### (3) 下水熱利用の検討

未利用エネルギーである下水の持つ熱の利用について検討します。



<図：環境負荷低減に配慮した官庁施設イメージ（国土交通省ホームページより）>

※ VOC とは、揮発性有機化合物（volatile organic compounds）の略称で、塗料、印刷インキ、接着剤などに含まれるトルエン、キシレン、酢酸エチルなどの総称

9. 防犯・セキュリティ面・情報発信機能について

(1) 防犯と情報管理を考慮した施設

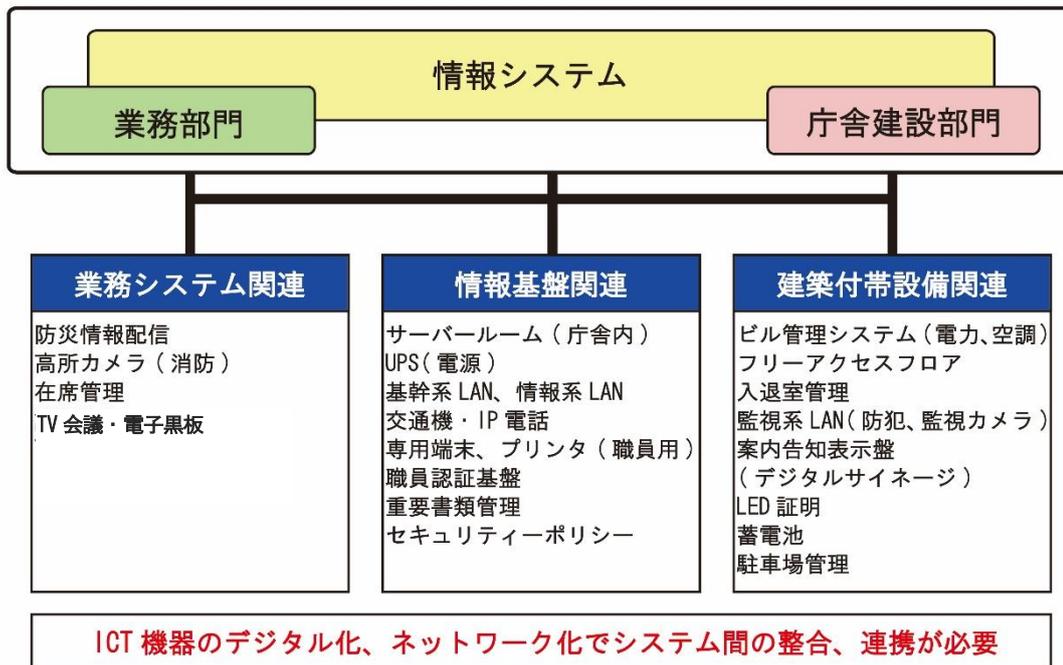
執務室は職員専用エリアとし、職員以外の来庁者などの対応は、窓口カウンターや執務室外の会議室などで行うことを基本とします。また、書庫や倉庫などは、職員の利便性を考慮しながら、施錠できる設備とします。

(2) セキュリティの強化

サーバー室や書庫等の高いセキュリティ管理が求められる場所には、IC カード等による入退出管理などを検討します。また、書庫や出力機器類は、個人情報の保護のため、職員以外の目に触れにくいような配置を検討します。

(3) 情報発信スペース

行政情報のほか、観光やイベント、防災等に係る情報など、各種情報を得られるコーナーを設置し、市民が気軽に立ち寄り、ゆっくり閲覧できるような配置を検討します。



## 10. 構造計画について

構造計画においては、利用する町民や職員の安全性、施設の耐久性、施工性、経済性などについて十分検討する必要があります。

## (1) 構造種別の検討

建物の構造種別には、鉄筋コンクリート造（RC造）、鉄骨・鉄筋コンクリート造（SRC造）、鉄骨造（S造）、木造といった区分があります。

本計画においては、工事期間やコストなどを勘案し、鉄筋コンクリート造（RC造）について検討します。

項目	鉄筋コンクリート造 (RC造)	鉄骨・鉄筋 コンクリート造 (SRC造)	鉄骨造 (S造)	木造
主架構	<ul style="list-style-type: none"> <li>耐震壁を含むラーメン架構</li> <li>標準スパン10m以下</li> <li>ロングスパン梁にはプレキャスト梁で対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>耐震壁を含むラーメン架構</li> <li>標準スパン10m～15m</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大スパン構造の構成には極めて有利</li> <li>標準スパン10m～20m</li> <li>純ラーメン架構形式が可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大断面集材材やトラス構造の採用により大スパン構造も可能</li> <li>耐火性能の違いにより高さ、面積に制限あり</li> </ul>
基礎	<ul style="list-style-type: none"> <li>建物自重が大きく基礎に要するコストが高くなる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建物自重が大きく基礎に要するコストが高くなる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>比較的建物自重が軽く基礎に要するコストが低くなる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建物自重が軽く基礎に要するコストが低くなる</li> </ul>
耐火性	<ul style="list-style-type: none"> <li>耐火構造とするのが容易</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>耐火構造とするのが容易</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>準耐火構造とするのは容易だが耐火構造とするためには耐火被覆等の工夫が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>防火被覆や燃代設計により、準耐火構造は可能</li> <li>耐火構造とするためには構法で工夫が必要</li> </ul>
住居性	<ul style="list-style-type: none"> <li>遮音性能、防振性能に優れている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>遮音性能、防振性能に優れている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>音、振動等が伝わりやすい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>音、振動等が伝わりやすい</li> </ul>
耐久性	<ul style="list-style-type: none"> <li>強度、耐久性能に優れる</li> <li>性能を維持するためには仕上材のメンテナンスが必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>強度、耐久性能に優れる</li> <li>性能を維持するためには仕上材のメンテナンスが必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>耐久性に優れた外装材の採用が可能</li> <li>性能を維持するためには外装材の仕上材、継目等のメンテナンスが必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>耐久性に優れた外装材の採用が可能</li> <li>性能を維持するためには外装材の仕上材、継目等のメンテナンスが必要</li> </ul>
施工性・工期	<ul style="list-style-type: none"> <li>鉄筋、型枠、コンクリート工事等は比較的煩雑</li> <li>プレキャスト梁採用については、多少工期が長くなる場合がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>RC造の煩雑さに加え、鉄骨と鉄筋の取り合いなど納まりが複雑</li> <li>RC造に比べ鉄骨工事の期間分工期が長くなる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事現場での作業期間が短く、外壁等は乾式工法となるため、工事工期は比較的短い</li> <li>使用する鉄骨部材によっては、発注、製作に長期間必要となる場合がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>構法により、施工の難易度に幅がある</li> <li>工事工期は、比較的短い、大量の木材を使用する場合、乾燥に期間を要する</li> </ul>

(2) 地震に対する建築物の構造的対策法

① 構造体の耐震安全性の目標及び保有すべき性能

耐震安全性の基準については、「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説」に基づいて定めます。役場庁舎、消防本部及び消防署において災害応急対策活動に必要な施設のうち、特に重要な施設に準ずる施設として、構造体の安全性の目標を「Ⅰ類」、建築非構造部材の耐震安全性の目標を「A類」、建築設備の目標を「甲類」として設計を行います。

部位	耐震安全性の分類	耐震安全性の目標	保有すべき性能	重要度係数	大地震時変形制限
構造体	Ⅰ類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られる。	大地震動に対して無被害あるいは軽微な損傷に止まり、直ちに補修を必要とするような耐力低下を招くことがない。	1.5	RC造：1/200 SRC造：1/200 S造：1/200
	Ⅱ類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく、建築物として使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られる。	大地震動に対して比較的小さな損傷に止まり、直ちに大きな補修を必要とするような耐力低下を招くことがない。	1.25	
	Ⅲ類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保を図る。	大地震動に対して部分的な損傷は生じるものの、倒壊、部分倒壊などの大きな損傷は発生せず、著しい耐力低下を招くことがない。	1.0	

部位	耐震安全性の分類	耐震安全性の目標
建築非構造部材	A類	大地震動後、災害応急対策活動や被災者の受け入れの円滑な実施、又は危険物の管理の上で、支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	B類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている。

建築非構造部材：天井材、照明器具、窓ガラス・窓枠、外壁仕上げ材、壁取付物・屋上設置物、内壁、収納棚など

建築設備：配管、ダクト、ケーブルラック、キュービクル、発電機、ボイラーなど

② 耐震・制震・免震構造の比較

構造形式については、耐震・制震・免震などがあり、設計段階における建物構造、形状やコストの検討を行い決定します。

	耐震構造	制震構造	免震構造
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・柱、梁、壁といった構造自体による耐震構造で、一般的で実績のある構造形式</li> <li>・大地震時には多少の損傷は許容し、人命に関わる倒壊や崩壊がおこらない方針とする構造形式</li> <li>・地震の揺れを建物そのもので耐えるので、建物に地震の揺れが伝わる</li> <li>・耐震性能を高めるために耐震安全性の分類がⅠ類やⅡ類の場合は、耐力壁の配置が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震構造において、制振部材を付加して、建物に入った地震の揺れを吸収、制御する構造形式</li> <li>・建物への地震の揺れについては耐震構造に原則同じであり、建物に地震の揺れが直接伝わる</li> <li>・中高層以上（特に鉄骨造）の場合には制振効果（地震や風）が得られやすいが、低層建物の場合は効果が発揮され難い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物と地盤との間の基礎部に免震装置（積層ゴムなど）を設けて、建物に伝わる地震の揺れを吸収する構造形式</li> <li>・地震の揺れが基礎部から上部構造へ伝達するのを回避することを目的とする</li> <li>・上部構造の重さと剛性（かさ）があるほど性能が発揮できる（低層、軽量の建物では効果が発揮され難い）</li> </ul>
長所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計及び工事工期ともに標準工期</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制振部材にて地震エネルギーを吸収して架構の損傷を抑える</li> <li>・施工の特殊性は少ない（手法による）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3工法の中では突出した耐震性能</li> <li>・家具や設備等の耐震性能も高まる</li> </ul>
短所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震の揺れを直接受けるため、家具や天井などの転倒や落下対策が必要</li> <li>・耐震性能を高めるために必要な耐力壁の配置により、プランや将来的模様替えの制約が生じる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震の揺れを受けるため、家具や天井などの転倒や落下対策は必要</li> <li>・制振部材を配置する部分にはプランに制約が生じる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震時に建物が動くため、建物周りにクリアランスが必要。接続配管等も可動対応が必要</li> <li>・耐震構造に比べ、設計及び工事工期は長く必要</li> </ul>
工期関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>・標準工期</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震力を低減させる設計の場合は、大臣認定が必要なため、免震構造と同様の工期となる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大臣認定が必要であり、約3～4か月ほど申請期間が長く必要で、特殊な解析や地盤調査等が別途必要</li> <li>・免震ピットの掘削や装置取付のため2か月ほど長く工期が必要</li> </ul>
維持管理関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震後（特に大地震時）には補修や復旧対応が生じる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震構造に比べれば、補修や復旧対応は低減される</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大地震後でも損傷少なく、補修や復旧対応は少ない</li> <li>・専門業者による定期点検（日常点検は管理者対応可）が必要</li> </ul>
概算比率	1.00	1.05	1.1～1.2

遠軽町新庁舎建設基本計画  
第7章 庁舎の規模について  
第1節 役場庁舎

新庁舎の規模については、配置する職員数や部署などを整理して検討します。国土交通省「新営一般庁舎面積算定基準」により算定した面積から考えると、新庁舎に必要な面積・規模は、役場庁舎がおおむね5,000㎡～6,000㎡、消防庁舎は1,500㎡～2,000㎡となりますが、コンパクトな庁舎の実現を目指し、駐車場の規模についても検討を進めます。

1. 1. 必要諸室算定の基本指標

新庁舎に配置する部署については、現在分散している部課を集約し、職員数はその人数を基準に検討します。また、議員数については、条例に規定されている定数を基準に検討します。

(1) 部署

現庁舎は、本庁舎のほかに、民生部保健福祉課及び教育委員会が分散しています。集約することにより、町民の利便性や職員の事務効率化に効果がありますが、一方で、建設コストの増大や、移転後の施設の利活用などの課題もあります。

施設の集約による業務への影響について、職員からのヒアリングを行ったところ、教育委員会においては特にありませんが、民生部保健福祉課においては、各種検診業務会場の確保、地域包括支援センターとの連携などについて、検討が必要となります。

このため、新たに整備する庁舎には全て集約することを基本に、これらの課題を踏まえ、基本設計において積算する施設の規模や費用を勘案し、総合的に判断します。

集約による効果	集約による課題
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 町民の利便性の向上</li><li>・ 職員間の連携及び事務の効率化</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 整備面積及び建設コストの増大</li><li>・ 各種検診会場の確保</li><li>・ 地域包括支援センターとの連携</li><li>・ 移転後の公共施設の利活用</li></ul>

(2) 職員数

新庁舎の面積算定に用いる職員数は、民生部保健福祉課及び教育委員会を集約し、人口減少に応じた職員数の減員や定年延長などを考慮することで、今後想定される人数200人（会計年度任用職員等を含む）を基準とします。

(3) 議員数

議員数は、「遠軽町議会の議員の定数を定める条例」に規定されている16人を基準とします。

遠軽町新庁舎建設基本計画  
第7章 庁舎の規模について  
第1節 役場庁舎

1. 2. 車庫等付帯施設の規模の選定

〈車庫等付帯施設と駐輪場の現状〉

バス車庫	約 720 m <sup>2</sup>
普通自動車車庫	約 200 m <sup>2</sup>
ガレージ車庫	約 40 m <sup>2</sup> ・3 か所
車両詰所	約 90 m <sup>2</sup>
旧警察車庫	約 120 m <sup>2</sup>
駐輪場	約 30 m <sup>2</sup>

〈整備方針〉

庁舎の建て替え後、各施設が現在の規模と同等の水準を満たす計画とします。

また、車両の増加や大型化による車間距離の狭小化を防ぐため、ゆとりある計画とします。

〈既存モニュメント等の移設〉

現庁舎の前庭にある「遠軽町民憲章碑」「ふるさと遠軽100年記念碑」「交通安全石碑」は、計画範囲内に移設するものとし、樹木等の移植については、可能性の調査を検討します。



【遠軽町民憲章碑】



【ふるさと遠軽100年記念碑】



【交通安全石碑】

1. 3. 役場庁舎の規模

役場庁舎の規模については、基本指標と新庁舎における必要機能を踏まえ、また、役場庁舎と消防庁舎を一体的に配置することにより、会議室や議場、階段、トイレなど可能な限り共有化することを検討することで、役場庁舎の規模を次のとおり設定します。

役場庁舎ゾーン：おおむね 5,000 m<sup>2</sup>～6,000 m<sup>2</sup>

## 2. 1. 建築計画

### (1) 平面・動線計画

- ・各部門、諸室の特性を把握し、機能性を重視した平面計画とします。
- ・緊急時の出動動線や、消防活動後の衛生面（汚れの持込など）を考慮したゾーニング、動線計画とします。
- ・階段及び廊下は、明快で利用しやすい位置構成を検討します。
- ・執務スペース（事務室、書庫）と待機スペース（食堂、仮眠、浴室）は完全分離とし、動きやすい動線の確保に努めます。
- ・来庁者の玄関と職員出入口、及び来庁者の動線と職員の動線の区別を検討します。
- ・庁舎全体のバリアフリー構造を検討します。

### (2) 断面計画

- ・各部門、諸室の特性を把握し、適切な階高設定・階層構成を検討します。
- ・各種機器の荷重を考慮した構造計画を検討します。また、訓練塔においては、放水による水の重量・機材の衝突等による耐衝撃性を考慮します。

遠軽町新庁舎建設基本計画  
 第7章 庁舎の規模について  
 第2節 消防庁舎

2. 2. 各諸室の計画

(1) 一般事項

- ・ 出動動線となる諸室にドアを設ける場合は、外開き又はスライド形式とし、開閉時に内外部が確認できるように配慮します。
- ・ 出動隊諸室においては、迅速な行動がとれるよう配慮し、出動時の来庁者との接触衝突事故防止に配慮します。
- ・ 出動隊諸室及び指令端末装置の配置は、迅速な出動が可能となる動線を検討します。
- ・ 直射日光等による執務への影響に配慮します。
- ・ 各机への電源・LAN・電話設備対応を検討します。
- ・ 廊下、階段等は、出動時の職員の動線に配慮した効率的かつ、余裕のある計画とします。

各諸室の構成

区 分	諸 室
庁舎内	玄関ホール、職員用出入口、車庫、救急消毒室・救急備品庫・除染室・救急訓練室、大型消防資機材格納庫、作業室・工具室、防火衣準備室、洗濯乾燥室、ホース収納庫、空気充填庫・ポンベ保管庫、油系保管庫、体力錬成・消防訓練室、消防団員待機詰所、会議室、消防本部事務室・署事務室、消防長室・消防団長室、消防署長室、応接室、通信指令室、災害対策室、書庫・倉庫、制服・活動服被服収納庫、タイヤ収納庫、ロッカー室、食堂・厨房、印刷室
その他	電気室、機械室、階段室、廊下共用スペース、男女トイレ（各階）
附属建物等	ホース乾燥塔、訓練塔、訓練スペース、車両転回スペース
役場庁舎との共有検討スペース	講習室・研修室、議場、男女仮眠室、男女更衣室、男女シャワー・洗面室、来客駐車場、公用駐車場、職員駐車場、駐輪場

遠軽町新庁舎建設基本計画  
 第7章 庁舎の規模について  
 第2節 消防庁舎

車庫配置予定車両

	車名	長さ×幅×高さ (cm)	総重量 (kg)	備考
消防署	遠軽1号タンク車	826×249×312	15,440	
	遠軽2号タンク車	880×249×360	14,995	
	指揮広報車	540×188×245	3,020	
	遠軽1号救急車	566×189×257	3,265	
	遠軽2号救急車	565×189×256	3,205	
	遠軽水槽車	915×249×323	19,975	
	遠軽広報車	469×169×215	3,155	
	一般公用車	469×182×174	1,795	
消防団	遠軽2号ポンプ車	574×188×264	5,250	
	遠軽2号積載車	529×188×273	4,470	
	遠軽2号搬送車	702×209×273	5,780	
	防災活動車	339×147×197	1,410	
衛生	一般公用車	469×169×186	2,100	
	一般公用車	430×169×151	1,415	
その他	(車両整備スペース)	1,200×250		

(2) 通信指令室について

通信指令室は、119番受信設備や指令装置等とともに消防における災害対応の中核となるものであります。このため、通信指令室は大規模な地震に耐え得る構造とすることを基本として、消防指令センターの整備に努めます。

- ・通信指令機械室を通信指令室に隣接して設け、出入りが可能となるよう検討します。
- ・通信指令室の附室として通信事務室（仮称）を設け、事務・食事・待機スペースを確保するほか、トイレ・洗面所の配置を考慮します。
- ・通信指令室への出入りは通信事務室からのみとし、外部からの騒音防止等の対策を講じます。
- ・通信指令室と災害対策室を隣接させ、連携が可能となるように努めます。
- ・事案の受付から指令等の事案完了まで、通信指令員の移動をできるだけ少なくし、効率的に作業ができるよう考慮します。
- ・安全かつ良好に消防指令システム機器等が作動できる温度及び湿度を個別制御できるように検討します。
- ・床全面はフリーアクセスフロアとし、帯電しにくい材料を検討します。
- ・通信機器の重量や設置及び次期更新時の機器搬入経路について考慮し、通信指令室については更新可能なレイアウトを検討します。
- ・監視モニターの設置により、車庫内状況、出動時の状況、駆付け者など来訪者等の状況把握について検討します。
- ・緊急時に仮眠室及びフロアへ情報伝達が行えるように検討します。

遠軽町新庁舎建設基本計画  
第7章 庁舎の規模について  
第2節 消防庁舎

- ・24時間の勤務体制、各種設備機器、通話等による発音、各種設備機器による発熱など、特殊な勤務内容及び環境にあるため、健康管理面を考慮した執務環境とします。
- ・照明及び窓は、映り込み防止など機器配置を考慮して、作業環境に適した位置に設置することを検討します。
- ・通信指令室などの常時人がいる場所には、自動火災報知設備の副受信機の設置を検討します。

### 2. 3. 消防訓練施設の計画

消防訓練施設は庁舎と一体となる訓練補助塔及び訓練塔（主塔）1棟並びにこれらを配置する訓練スペースを設け、消防隊員として必要な警防技術を練磨するため、より実践に近い火災防御訓練、検索救助訓練が実施可能な施設の整備を検討します。

#### （1）消防訓練施設の機能

- ・各種災害現場に対処する消防隊員の消火訓練、救助訓練、濃煙検索訓練等の実践的訓練が可能な区画を訓練塔内部に整備することを検討します。
- ・訓練塔（主塔）は、地上4階建てを検討します。
- ・訓練塔には訓練の必要に応じた多種多様な形状・寸法の開口部、ベランダ等の設置を考慮し、また、屋上又は開口部には訓練を安全に実施するために必要な、転落防止柵、シャッター等の設置を検討します。
- ・各所に訓練上必要なロープを結索するアンカー及び係留パイプ等の設置を検討します。
- ・訓練に必要な電源の設置を検討します。
- ・訓練塔内で使用した水や消火薬剤は、排水溝から適切に処理できる構造、又は設備の設置を検討します。
- ・訓練スペースの敷地はコンクリート舗装又はアスファルト舗装とし、必要に応じ地上に突き出さないアンカーの設置を検討します。
- ・夜間訓練に必要な防水型照明設備の設置を検討します。
- ・庁舎部分に訓練補助塔を併設し、屋内直通階段（要求面積とは別に設置）を設け、安全対策として滑り止めの措置を講じ、手すりの設置を検討します。
- ・災害時に使用するための消防水利として耐震性防火水槽と消火栓を設置し、平時は火災防御訓練等でも使用できるものとします。

遠軽町新庁舎建設基本計画  
第7章 庁舎の規模について  
第2節 消防庁舎

## 2. 4. 消防庁舎の規模

消防本部・消防署・消防団待機詰所として機能的なものとするため、当直職員の心身のストレスに配慮して仮眠待機する部屋を個室化するとともに、女性消防職員の雇用人数にも臨機応変に対応可能な区画構造とするなど将来を見据えた庁舎とし、消防車両等の車庫、各種消防資機材を収納する格納庫、隊員が訓練をする訓練施設を整備する必要があります。

庁舎は、地震その他の災害に強く、迅速な災害出動ができる設計とし、2階程度の低層を想定します。

事務所や研修室、通信指令室等と当直職員の生活スペースを考えた場合、現状より広い面積が必要となります。

車庫は、消防車と救急車が全車収納でき、各車を点検整備するために十分な面積と高さが必要となります。また、車庫に隣接して消防資機材格納庫を設け、災害時の活動の迅速化を図ります。

訓練塔は、各種救助訓練と高所活動車の訓練ができる中層の建築であり、屋内に各種の訓練施設を設けます。また、ロープブリッジ渡過訓練を行うため、本部庁舎にも訓練補助塔の併設を検討します。以上の建築物を総合すると、約2,000㎡程度の面積が必要になることが想定されます。

消防庁舎ゾーン：おおむね1,500㎡～2,000㎡

## 1. 来庁者及び職員並びに公用車の駐車スペースと必要台数の検討

敷地内で整備する来庁者駐車場については、一般的な駐車台数算定方法として用いられる「市・区・町・役所の窓口事務施設の調査(関龍夫・著)」及び「最大滞留量の近似的計算方法(岡田光正・著)」によると27.2台となります。今後、人口減少が見込まれますが、多くの来庁者が見込まれる確定申告や期日前投票時の混雑緩和のため、現状以上の駐車・駐輪台数を検討します。

駐車台数・駐輪台数の計画(本庁舎の延べ面積を5,000㎡とした場合)

		現状(台)			計画(台)
		総合庁舎	消防庁舎	旧警察署	合計
来庁者 /利用者用	駐車場	39	0	0	50
	駐車場 (車いす利用者)	2	0	0	2
	駐輪場	0	0	0	10
公用車	青空駐車場	21	0	2	25
	車庫駐車場	15	0	6	30
	特殊車両	10	0	0	10
職員用	駐車場	81	0	70	180
	駐輪場	16	0	0	20
消防	特殊車両	0	9	0	11
	一般車両	0	3	0	3

※1 来庁者用駐車場

「市・区・町・役所の窓口事務施設の調査(関龍夫・著)」及び「最大滞留量の近似的計算方法(岡田光正・著)」

【来庁台数/日=所轄人口×乗用車保有率×人口に対する来庁者の割合】

・遠軽町人口：18,665人(令和4年3月31日現在 住民基本台帳人口)

・遠軽町の車保有台数：10,054台

・遠軽町の乗用車保有率：0.539台/人

・窓口部門：来庁台数/日：18,665×0.539×0.90%(定数) = 90.5台/日

・窓口部門以外：来庁台数/日：18,665×0.539×0.60%(定数) = 60.4台/日

【必要駐車台数=最大滞留量(台/時間) = 来庁台数/日×集中度(a)×平均滞留時間(T)】

・集中度(a)：30%(庁舎は一般事務所・美術館タイプに該当)

・平均滞留時間(T)：窓口：20分、窓口以外：60分

・窓口部門：最大滞留量(台/時間)：90.5×30%(定数)×20分/60分(定数) = 9.1台/時間

・窓口部門以外：最大滞留量(台数/時間)：60.4×30%(定数)×60分/60分(定数) = 18.1台/時間

・必要駐車台数：9.1+18.1=27.2台

参考：遠軽町（全体）の車保有台数※「令和3年3月31日現在市町村別保有車両数（北見運輸支局管内）」

車保有 台数	貨物用			乗合用		乗用		小型 二輪車	特種（殊）用途	
	普通車	小型車	被牽引 車	普通車	小型車	普通車	小型車		特種車	大型 特殊車
10,054台	763台	678台	36台	28台	47台	3,686台	3,698台	281台	408台	429台

#### ※2 車いす利用者用駐車場

「北海道福祉のまちづくり条例施行規則別表第2」

…車いす使用者用駐車施設の数、駐車場の全駐車台数が200以下の場合にあつては当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合にあつては当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上とすること。

### 2. バス・タクシー等の駐停車スペースの検討

新庁舎にもバス停留所を設け町民サービスが行き届くよう検討します。

また、タクシー等の車両の往来に配慮し、ひさしを設けた車寄せなどにより、雨や風雪に配慮した配置計画を検討します。

### 3. 来庁者及び、職員の駐輪スペースと必要台数の検討

①来庁者駐輪場・・・10台程度正面玄関側へ確保

②職員駐輪場・・・20台程度職員玄関側へ確保

### 4. 多目的に活用が可能なスペースの検討

子どもや町民がくつろげる場として、また、災害時には避難場所としても利用できる、新庁舎と隣接した多目的広場を検討します。

〈配置4案比較検討〉

配置計画案		A配置	B配置	C配置	D配置
					
計画案の概要		役場庁舎3階建て、消防庁舎3階建て案。消防の緊急車両動線が南側道路（市街地36号線通）となる	役場庁舎3階建て、消防庁舎3階建て案。消防の緊急車両動線が西側道路（1条中通）となる	役場庁舎2階建て、消防庁舎3階建て案。消防の緊急車両動線が西側道路（1条中通）となる	役場庁舎4階建て、消防庁舎3階建て案。消防の緊急車両動線が南側道路（市街地36号線通）となる
敷地	公道からの車両の出入り	来庁車両は南側と東側道路の二面確保できる	来庁車両は南側と東側道路の二面確保できる	来庁車両は南側と東側道路の二面確保できる	来庁車両は東側道路の出入りのみ。繁忙期の混雑が予想される
	駐車場の配置	来庁者駐車場が役場庁舎と消防庁舎に近接配置	来庁者駐車場が消防庁舎と役場庁舎に近接配置	来庁者駐車場が消防庁舎と役場庁舎に近接配置	来庁者駐車場が役場庁舎東側に近接配置
	災害時の有効活用	北側に多目的広場が確保できる	現庁舎の跡地利用として北側に多目的広場を確保できる	空地が少ないため、多目的広場の確保が難しい	南側に多目的広場が確保できる
建物	新庁舎玄関の位置	冬季の北西の風雪を避け、両庁舎玄関を南側正面に配置できる	冬季の北西の風雪を避け、両庁舎玄関を南側正面に配置できる	冬季の北西の風雪を避け、両庁舎玄関を南側正面に配置できる	役場庁舎は東側、消防庁舎は北側アプローチとなり玄関が分散
	役場・消防庁舎との連携	同じ階層なので連携が図りやすく、諸室を共有化しやすい	同じ階層なので連携が図りやすく、諸室を共有化しやすい	階層が異なるため連携と諸室の共有化が図りにくい	階層が異なるため連携と諸室の共有化が図りにくい
	訓練塔の配置	消防車両動線と訓練塔が南北に分離するため、車両移動の検討が必要	北3丁目通を利用するため、建物屋上を利用する計画	消防車両動線と訓練塔が隣接しており一体的な訓練が可能	消防車両動線と訓練塔が南北に分離するため、車両移動の検討が必要
	附帯建物・車庫	北側配置の場合、堆雪スペースの確保が難しい	北側配置の場合、町道と広場によって分断される	北側配置の場合、堆雪スペースの確保が難しい	北側配置の場合、堆雪スペースの確保が難しい
動線	歩行者の出入り	歩道からのアプローチが南と東に限られ、消防庁舎への動線が長い	各方位の歩道からアプローチでき、明確な歩車分離が確保できる	各方位の歩道からアプローチでき、明確な歩車分離が確保できる	歩道からのアプローチが南と東に限られ、消防庁舎への動線が長い
	消防車両の出入り	消防車両動線は南向きとなり、幅員が広い道路へ出動できる	消防車両動線は西向きとなり、現状と同様	消防車両動線は西向きとなり、現状と同様	消防車両動線は南向きとなり、幅員が広い道路へ出動できる
	除雪作業の効率性	北側広場を堆雪スペースとして有効利用できる	北側広場を堆雪スペースとして有効利用できる	空地が少ないため、堆雪スペースの確保が難しい	空地が少ないため、堆雪スペースの確保が難しい

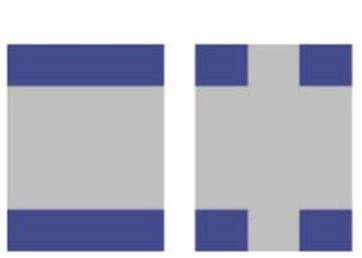
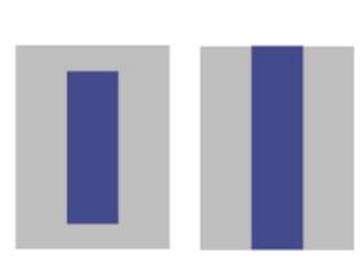
町民が利用しやすく、職員の業務効率を高める平面モデル、コア配置と廊下位置の組み合わせ、階層計画を整理し、設計時の詳細な検討に向けて方向性を示します。

### 1. 平面モデル

新庁舎のレイアウトを検討するに当たり、コア(階段・エレベーター・トイレなど)の配置パターンを確認します。

1フロア当たりの床面積を考慮し、見通しが良く、町民が利用しやすい窓口・執務スペースを確保するために、中央コア等は避け、分散コア・偏心コアの採用を前提に、効率的な面積利用を重視して検討します。

【表：コア配置のパターン】

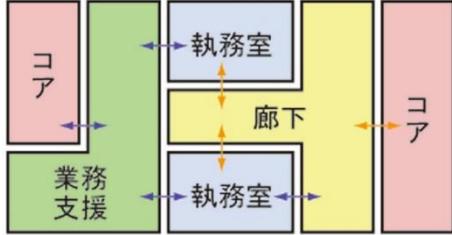
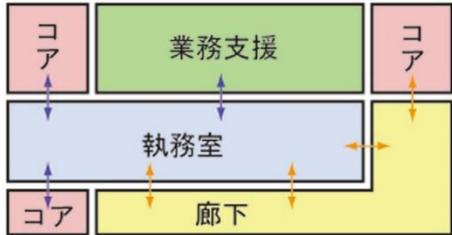
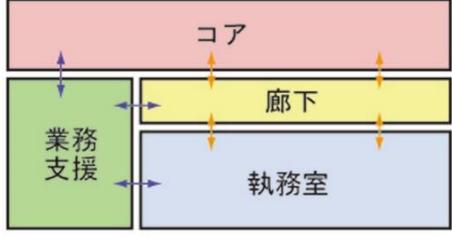
	分散コア	偏心(片側)コア	その他(中央コア等)
コア(m <sup>2</sup> /フロア)	 1,000~1,500	 500~1,000      500~2,000	 1,500~4,000      500~4,000
	小規模~中規模向け	小規模~中規模向け	中規模~大規模向け
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難計画(二方向避難)が容易</li> <li>・構造が検討しやすい</li> <li>・支援機能との動線が短くなる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・執務室を整形に確保できる</li> <li>・採光が確保しやすい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援機能との動線が短くなる</li> <li>・構造が検討しやすい</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・採光確保を十分に検討</li> <li>・小室配置の場合は、廊下を間に設けるためレントラブル比<sup>※</sup>が低下</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難計画を十分に配慮</li> <li>・十分な構造検討が必要</li> <li>・支援機能との距離が長くなる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・床面積が小さい場合は、執務室が狭くなる</li> </ul>

※レントラブル比とは、延べ床面積あたりの執務室等専有面積の比率のこと

2. コア配置と廊下位置の組み合わせ

分散コア・偏心コアを軸に、執務室や廊下の組み合わせを検討しながら、町民が利用しやすく、窓口業務や行政事務の効率を高める配置案を整理します。

【表：コア配置と廊下位置の組み合わせ】

	基本パターン	特徴
分散コア	 <p>コアで各諸室を挟む両端コア案</p>	<p>メリット</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>廊下に沿ってカウンターを設置することで、多くの窓口を確保できる。</li> <li>来庁者と職員の動線の分離が図りやすい。</li> <li>待合スペースと廊下の分離が図りやすい。</li> </ul> <p>デメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>執務室が2分割され、将来のフロア内の組織、職員数増減への対応の柔軟性が劣る。</li> <li>執務室が廊下に囲われるため、来庁者の目に触れないよう配慮が必要な作業等は別途検討が必要である。</li> </ul>
	 <p>廊下が執務室を囲う分散コア案</p>	<p>メリット</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外壁面に廊下があり、カウンター周辺の採光に優れ、来庁者の快適性が高い。</li> <li>業務支援諸室(書庫など)がまとまって面積が確保されるため、業務効率に優れる。また、執務室と隣接するため、動線が短く、職員の業務効率が高い。</li> <li>来庁者と職員の動線の分離が図りやすい。</li> </ul> <p>デメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>廊下面積が増える傾向にあるため、有効スペースを確保する効率的な設計が求められる。</li> </ul>
偏心コア	 <p>廊下を囲うように配置する片側コア案</p>	<p>メリット</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>来庁者の動線が短くなり、利便性が高くなる。</li> <li>廊下に沿ってカウンターを設置することで、多くの窓口を確保できる。</li> <li>執務室に採光を確保しやすい。</li> <li>廊下面積を抑えることができ、レントラブル比が高い傾向となる。</li> </ul> <p>デメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>業務支援諸室と執務室は隣り合うが、動線は長くなり、業務効率が低下する恐れがある。</li> <li>廊下の採光が乏しく、来庁者の快適性は劣る。</li> </ul>
<p> <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 15px; background-color: #d9e1f2; border: 1px solid black;"></span> 執務室 : 窓口業務 / 行政事務         <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 15px; background-color: #e67e82; border: 1px solid black; margin-left: 20px;"></span> コア : 階段 / エレベーター / トイレ等       </p> <p> <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 15px; background-color: #c8e6c9; border: 1px solid black;"></span> 業務支援 : 会議室 / 書庫 / 更衣室等         <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 15px; background-color: #fff9c4; border: 1px solid black; margin-left: 20px;"></span> 廊下 : 主要な廊下       </p>		

### 3. 階層計画

新庁舎は、町民の利便性や災害時の対応、一時避難機能を考慮して、おおむね以下の階層構成を検討します。

#### (1) 窓口業務エリア

町民の利用頻度が高い窓口をアクセスが容易な低層階に配置し、関連部署を近接させるなど利便性の高い配置を検討します。

#### (2) 行政事務エリア

町民の利用頻度が低いことから、中高層階に配置し、業務の関係性が高い部署間の連携を考慮した配置を検討します。

#### (3) 議会エリア

議会機能は1フロアに集約し、議会の独立性に配慮して高層階への配置を検討します。

#### (4) 災害対応エリア

災害対策活動を迅速に進めることに考慮し、町長・副町長と災害対応に当たる総務部危機対策室は同一階に配置することを検討します。

また、エレベーターが停止した場合等も考慮し、階段を使って利用することを想定した中層階への配置を検討します。

さらに、サーバー室や電気室等の重要諸室は、想定外の浸水被害を考慮して、中層階以上への配置を検討します。

#### (5) 一時避難エリア

災害時の一時避難場所は、各フロアのホールや多目的室等の活用を検討します。

#### 4. 施設の所要スペース及び所要室

##### (1) 共用部

室名	用途・機能
エントランスホール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 来庁者への分かりやすい庁舎案内板の設置を検討する。</li> <li>・ 防災展示スペース、パンフレット等の掲示スペースを検討する。</li> <li>・ 一般来場者の防災・救急等の相談スペースを検討する。</li> <li>・ ゆとりある待合スペースを確保し、授乳室やキッズコーナー、車椅子スペースを検討する。</li> <li>・ 段差の解消や身障者用エレベーター、各階に多目定トイレの整備を検討する。</li> <li>・ 分かりやすい夜間出入口や休日・夜間の部分開放に対応できる間仕切りを検討する。</li> </ul>
エレベーター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 車いす利用者と介助者が利用可能なエレベーターを検討する。</li> </ul>
電気室・機械室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務継続のため、国の指針に基づき72時間、外部からの供給なしで非常用電源を可動できる設備を検討する。</li> <li>・ 給排水、空調設備等に必要となる各種機器を集約する。</li> <li>・ 浸水対策として2階以上に設置する。</li> </ul>
自家発電機室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非常用発電機（自家発電設備）の設置を検討する。</li> <li>・ 通信指令設備用、デジタル無線用の非常用発電機（自家発電設備）については、庁舎用の自家発電設備の機械室との併用とする。</li> <li>・ 浸水対策として2階以上に設置する。</li> </ul>

##### (2) 役場庁舎

事務室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 省スペース化や組織の改編に柔軟に対応することができるユニバーサルレイアウトの導入を検討する。</li> <li>・ 十分な階高や天井高を確保し、組織の改編や高度情報化社会の進展、事務システムの変化に適応できる柔軟な空間の構成とする。</li> <li>・ 職員から来庁者の姿が確認できる開放的な執務空間とする。</li> <li>・ 互いに関係し合う部署は近接配置とし、職員及び来庁者の動線の短縮に配慮する。</li> <li>・ 職員同士のコミュニケーションを促進するため、部や課のまとまりを間仕切り壁で分割することは原則を行わず、見通しのよいオープンなフロア構成を検討する。</li> <li>・ 自然採光、自然通風が得られる、奥行の浅い、省エネ型の執務スペースを検討する。</li> <li>・ 情報管理や防犯対策などセキュリティに配慮する。</li> </ul>
会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部署間もしくはフロア全体で稼働率や利用時間を考慮して共有化し、執務ゾーンの効率化を図る。</li> <li>・ オープンな会議室とクローズな会議室を設け、会議の内容に応じて使い分けられるよう検討する。</li> <li>・ 通常時は会議室として利用し、被災時は応援職員の待機・作業スペースとしての活用を検討する。</li> <li>・ 各会議室は、消防庁舎との共用を検討する。</li> </ul>

遠軽町新庁舎建設基本計画  
第9章 建築計画に関する考え方について

大会議室 (災害対策本部室)	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報の迅速な収集や発信、関係機関との連携、救援・復旧活動の指揮を担う防災拠点となるよう配慮する。</li> <li>AV 機器や IT 機器、無線通信設備、OA フロアを検討する。</li> <li>浸水時でも安全を確保できるよう2階以上への配置とする。</li> </ul>
ロビー	<ul style="list-style-type: none"> <li>待合スペースは、待ち時間をゆっくりと快適に過ごせるように配慮する。</li> <li>通常時は情報発信スペースとし、災害時に避難民への対応(物資の支給等)を行うことができるスペースとして検討する。</li> </ul>
書庫	<ul style="list-style-type: none"> <li>移動式書棚を検討する。</li> <li>公文書等を保管する書庫は、情報漏えいを防ぐためのセキュリティシステムを検討する。</li> </ul>
宿直室	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員用入口に隣接させ、夜間・休日の業務対応を円滑に行えるよう配慮する。</li> </ul>
給湯室	<ul style="list-style-type: none"> <li>執務スペース・事務諸室から利用しやすい位置となるよう配慮する。</li> </ul>
印刷室	<ul style="list-style-type: none"> <li>コピー機・印刷機の専用スペースを検討する。</li> <li>執務スペース・事務諸室と隣接した配置となるよう配慮する。</li> <li>消耗品類を収納できるロッカーの設置を検討する。</li> </ul>
受付	<ul style="list-style-type: none"> <li>町民の利用が多い窓口を1階のワンフロアに集約することを検討し、利便性を高める。</li> <li>初めて訪れた来庁者にも分かりやすいよう視認性が高い配置、分かりやすい動線計画を検討する。</li> <li>誰もが分かりやすく、見やすいサインの導入を検討する。</li> <li>受付番号呼出表示の導入及び窓口案内職員の配置を検討する。</li> <li>窓口カウンターは、受付内容や身体状況に応じた対応が可能となるよう、ローカウンターを基本に、高さの異なるカウンターを検討し、個人のプライバシーへの配慮の観点から、つい立ての設置も検討する。</li> </ul>
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> <li>ユニバーサルデザインの考え方に基づいた誰もが使いやすいトイレを検討する。</li> <li>各階に多目的トイレの設置を検討するとともに、子育て世代や高齢者など多様な来庁者へ対応できるスペースを検討する。</li> <li>トイレは、消防庁舎との共用を検討する。</li> </ul>
食堂・厨房	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時に自炊が可能な業務用厨房設備を検討する。</li> <li>自動販売機及び大型冷蔵庫の設置スペースを検討する。</li> <li>平日の昼食時に最大で約30名が利用できるスペースを検討する。</li> </ul>
議会機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>町政の重要事項を審議決定する議決機関として、独立性に配慮するとともに、議会活動を効率的に行える配置となるよう検討する。</li> <li>議場や通路等は、ユニバーサルデザインを基本とし、開かれた議会となるよう検討する。</li> <li>委員会室や議員控室、正副議長室等の関連諸室には、議会活動を円滑で効率的に実施できるように配慮する。</li> <li>議場のライブ中継や議会活動に必要な機能と設備を検討する。</li> <li>音響設備は、多様な配置に対応するためワイヤレスを基本とし、議会中継にも対応できる設備を検討する。</li> <li>議場は、他の用途にも利用しやすいよう、設置する机・椅子・演台等は可動式のものとする。</li> <li>議場は、消防庁舎との共用を検討する。</li> </ul>

遠軽町新庁舎建設基本計画  
第9章 建築計画に関する考え方について

町民相談室	・ プライバシーの保護に配慮したブースの導入を検討する。
保健相談室	・ 保健師や栄養士等による様々な健康に関する個別相談・保健指導に配慮した機能を検討する。 ・ プライバシーの保護に配慮する。
資機材室	・ 災害時に救助救出活動や避難活動が円滑に行われるよう、各種資機材を備蓄する。
サーバー室	・ 機密情報などの重要なデータ、停止すると業務が滞る重要な機器やソフトウェアを取り扱うため、厳重なセキュリティを検討する。 ・ 高性能な空調設備を導入し、効率的に熱を取り除く。 ・ 浸水対策として2階以上に設置し、免震対策を検討する。

遠軽町新庁舎建設基本計画  
 第9章 建築計画に関する考え方について

(3) 消防庁舎

室名	用途・機能
車庫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出勤に支障が無いよう全車を1つの車庫に集約することを検討する。</li> <li>・ 車両への乗り込みが迅速に行えるよう適切な間隔で車両を駐車できる配置を検討する。</li> <li>・ 車両の排気ガス対策として、車両排気ガス排出システム（電動式排気ホースリール）の設置を検討する。また、排ガスが庁舎内に侵入しない構造、設備を検討する。</li> <li>・ 床は滑り難い構造とし、水勾配を備えることを検討する。</li> <li>・ 車両出入口に電動シャッターを設け、開閉速度は緊急出勤及び安全性に配慮する。</li> <li>・ 温度設定のできる設備を検討する。</li> <li>・ 車庫内に洗車機を配置できるスペースの確保を検討する。</li> <li>・ 車庫の高さは梁下で5m以上確保できる区画を検討する。</li> </ul>
救急消毒室・救急備品庫・除染室・救急訓練室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 救急活動により汚染された衣類、資機材等の消毒・洗浄等を行うことを想定する。</li> <li>・ 救急資機材の管理収納室として使用することを考慮する。</li> <li>・ 他の用途の部屋と併用できる救急訓練室を検討する。</li> <li>・ 感染の疑いのある傷病者に対応した隊員と他の職員の接触を避けるため、救急車を格納する車庫に隣接して除染室を設けることを検討するとともに、資機材の消毒、洗浄、滅菌、補充が容易にできるように救急関係の諸室の集約を考慮する。</li> <li>・ 救急隊と消防隊の出動準備室を区画し、仮眠室や待機室からの動線を考慮した上で、車庫及び廊下の両方から直接出入りできる配置を検討する。</li> <li>・ 労働安全衛生法の基準に準拠した高圧蒸気滅菌器の設置を検討する。</li> <li>・ 血液や汚物等により汚染された救急服等を洗浄する洗濯機・乾燥機の設置を検討する。</li> <li>・ 感染防止衣を保管する滅菌ロッカーの設置を検討する。</li> <li>・ 酸素ボンベ保管用の棚の設置を検討する。</li> </ul>
大型消防資機材格納庫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防、救助、水防に係る資機材の保管を想定する。</li> <li>・ 車庫から出入りできる動線を確保し、車両へ迅速に資機材の積み降ろしが行える場所を検討する。</li> <li>・ 隔壁面に棚を設置し、棚は資機材保管用に強固な構造のものを考慮する。</li> <li>・ 訓練場に直接通じるドアの設置を検討する。</li> </ul>
作業室・工具室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工具類を保管し、工具を使用した作業を行うことを想定し、タイヤ交換や消防車両に搭載した資機材のメンテナンスなどを行えるよう、車庫内外のいずれからも利用できる位置に配置することを検討する。</li> </ul>
防火衣準備室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防火衣やその他の災害出勤に関する個人装備を保管・収納できるように配慮する。</li> <li>・ 迅速に出勤するため、車庫直近の配置とする。</li> <li>・ 消防隊と救急隊の出動準備室を区画し、仮眠室や待機室からの動線を考慮した上で、車庫及び廊下の両方から直接出入りできる配置を検討する。</li> <li>・ 開放型の個別式防火衣ロッカーの設置を検討する。</li> <li>・ 防火衣着装に支障の無いよう、なるべく広いスペースを確保する。</li> </ul>
洗濯乾燥室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防、救急活動等で汚れた活動服等の洗濯、乾燥を想定する。</li> <li>・ 防火衣乾燥機を車庫内又は近接した位置に設置することを検討する。</li> <li>・ 防火衣準備室及び救急消毒室付近への配置とする。</li> </ul>

ホース乾燥塔	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火災等により使用したホースの乾燥を想定する。</li> <li>・ 電動昇降式とし、ホース 40 本程度対応可能なものを検討する。</li> <li>・ 訓練塔又は補助訓練塔との併用又は併設を検討する。</li> </ul>
空気充填庫・ ボンベ保管庫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 空気呼吸器用ポンベの充填・保管を想定する。</li> <li>・ 高圧ガス充填施設の整備を検討する。</li> </ul>
油系保管庫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 救助用資機材燃料、車両の潤滑油、整備用油脂等の保管を想定する。</li> <li>・ 車両後方に配置し、隔壁面に保管用の棚の設置を検討する。</li> </ul>
体力錬成・消防訓練室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 雨天、夜間時の消防訓練及び職員の体力錬成に必要な施設、設備の設置を想定する。</li> <li>・ 常時、体力錬成器具を設置しておけるよう他用途とは併用しないスペースの確保を考慮する。</li> </ul>
消防団員待機詰所 (講習室・研修室)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防団員が火災や災害出動に即応するための待機室を想定する。</li> <li>・ 消防団員 110 人程度が収容できるよう配慮し、使用していない時には講習会等を開催できるよう可動間仕切りで仕切ることができる構造を検討する。</li> <li>・ 椅子や机を収納・保管し、容易に出せるような収納を検討する。</li> </ul>
会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の署内会議、消防外郭団体の役員会、消防団幹部の打合せ室を想定する。</li> <li>・ 少人数での救急講習会等での利用を検討する。</li> <li>・ 会議室は、役場庁舎との共用を検討する。</li> </ul>
消防本部事務室・署事務室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事務局職員と共用できる消防本部・消防署職員が執務する事務室を想定する。</li> <li>・ 火災や救急出動に即応するための待機室として利用する。</li> <li>・ 災害情報モニターの設置を検討する。</li> <li>・ 執務室と来庁者のスペース間に適宜カウンターの設置を検討する。</li> <li>・ 打合せスペースの設置を検討する。</li> <li>・ OA フロアを検討する。</li> </ul>
消防長室・消防団長室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防長及び消防団長の執務室及び応接室を想定する。</li> <li>・ 本部事務室に近接した配置を検討する。</li> </ul>
消防署長室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防署長の執務室及び応接室を想定する。</li> <li>・ 署事務室に近接した配置を検討する。</li> </ul>
通信指令室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防指令システムを設置し、消防指令センターとしての機能を想定する。</li> <li>・ 通信指令室の附室(事務室)を確保し、災害対策室と隣接した配置を検討する。</li> <li>・ 事案の受付から指令等の事案完了まで、通信指令員の移動を可能な限り少なくし効率的に作業ができるよう考慮する。</li> <li>・ 周囲・周辺からの騒音の影響が及ばないよう構造、配置に配慮する。</li> <li>・ 温度管理に優れ、帯電しにくい建材等の使用を検討する。</li> <li>・ OA フロアを検討する。</li> <li>・ 通信指令員 2 名分の事務・食事・待機スペースを確保し、便所・洗面等水廻りに近接した位置となるよう配慮する。</li> <li>・ 通信指令施設を構成する消防指令システム・無線施設の制御装置等を収容するスペースを確保する。</li> <li>・ 点検保守等の作業スペースの確保を検討する。</li> </ul>

災害対策室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特殊災害、自然災害等に的確に対応するための作戦室を想定し、通信指令室の機器更新時に通信指令室と災害対策室の入替えが可能となるような配置、規模を検討する。</li> <li>・ 通信指令室附室、通信指令室と隣接した配置を検討する。</li> <li>・ OA フロアを検討する。</li> </ul>
書庫・収納庫・倉庫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火災・救急報告書、予防査察台帳等の保存文書の保管を想定する。</li> <li>・ 移動式書庫を検討する。</li> <li>・ 収納庫は、総務関係（事務用消耗品 議会関係諸物品等）、予防関係（防災物品 広報物品 外郭団体用）、警防関係（警防資機材消耗品 演習訓練関係諸物品等）、消防団関係（消防団貸与品関係）などの保管を想定する。</li> </ul>
仮眠室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当直勤務者の個室仮眠室（7～8㎡程度/室）とし、20室（男性13室、女性4室、防災用3室）の配置を検討する。</li> <li>・ 防火衣着装室及び救急準備室の直近とし、他の隊員と交差せず出勤可能な配置を検討する。</li> <li>・ 各仮眠室内に三交代制ロッカー、収納の設置を検討する。出勤の支障となるため、廊下にはロッカー等を配置しないように考慮する。</li> <li>・ 各仮眠室内には、個別にエアコンの設置を検討する。</li> <li>・ 女性隊員との区画対応が可能な構造を検討する。</li> </ul>
シャワー・洗面室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ シャワー室は、仮眠室と同じフロアに設置することを考慮し、洗面室は、各階設置を検討する。</li> </ul>
更衣室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の更衣室として男女別に設置することを検討する。</li> <li>・ 女性用更衣室は、役場庁舎との共用を検討する。</li> </ul>
食堂・厨房	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時に自炊が可能な業務用厨房設備を検討する。</li> <li>・ 自動販売機及び大型冷蔵庫の設置スペースを検討する。</li> <li>・ 平日の昼食時に最大で約20名が利用できるスペースを検討する。</li> </ul>
印刷室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ コピー機・印刷機の専用スペースを検討する。</li> <li>・ 本部事務室、署事務室と隣接した配置となるよう配慮する。</li> <li>・ 消耗品類を収納できるロッカーの設置を検討する。</li> </ul>
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 来庁者や女性消防職員に配慮し、各階に女子トイレの配置を検討する。</li> <li>・ 多目的トイレの設置を検討する。</li> <li>・ 出勤時の動線を考慮した配置を検討する。</li> </ul>
給湯室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本部事務室・署事務室、消防団員待機詰所から利用しやすい位置となるよう配慮する。</li> </ul>

遠軽町新庁舎建設基本計画  
 第9章 建築計画に関する考え方について

(4) 訓練塔

訓練塔（主塔）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消火訓練、救助訓練、濃煙検索訓練などの実践的な訓練を行うための設備、機能を検討する。</li> <li>・ 防火管理講習、危険物取扱者保安講習などの教育訓練の実技場として利活用を検討する。</li> <li>・ 地上4階、地下1階建て程度とし、屋内もしくは屋外階段、バルコニー等の設置を検討する。</li> </ul>
補助訓練塔	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ロープブリッジ渡過訓練を行うため、補助訓練塔の併設を検討する。</li> </ul>

(5) 外構計画

車両転回スペース	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防車庫前に大型緊急車両の転回可能なスペースの確保を検討する。</li> </ul>
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 来庁者として約50台程度、職員用として約160台～180台、災害時には屋外訓練スペースの活用を含めて最大40～60台の確保を検討する。</li> <li>・ 来庁者用駐車場及び車いす駐車場は庁舎玄関の近い場所に設けるように配慮する。</li> <li>・ 冬季の積雪を考慮した構造を検討する。</li> <li>・ 役場駐車場と消防駐車場は共用とする。</li> </ul>
駐輪場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 来客用及び職員用の駐輪場を設置する。</li> <li>・ 役場駐輪場と消防駐輪場は共用とする。</li> </ul>
タイヤ保管庫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防車庫又は訓練スペースに隣接する配置を検討する。</li> </ul>
防火水槽（耐震性）・ 消火栓	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訓練に対応する位置に容量40tの耐震性防火水槽の設置を検討する。</li> <li>・ 消防車両の補水に適した位置に消火栓の設置を検討する。</li> </ul>
国旗掲揚塔	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前面道路から見やすい位置に掲揚ポールを設置を検討する。</li> </ul>
出勤表示設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急出勤時の交通事故防止のための注意喚起設備の設置を検討する。</li> </ul>

<建物ボリューム比較検討>

	Aプラン	Bプラン	Cプラン
平面計画案			
断面計画案			
計画案の概要	役場庁舎3階建て、消防庁舎3階建て案	役場庁舎2階建て、消防庁舎3階建て案	役場庁舎4階建て、消防庁舎3階建て案
町民の窓口利便性	町民窓口、行政窓口がそれぞれのフロアに集約され連携しやすい	町民窓口、行政窓口が同一フロアに集約、移動距離が短く連携しやすい	町民窓口、行政窓口が別の階にまたがるため連携しにくい
来庁者と駐車場	役場と消防の玄関が正面にあり、駐車場からのアクセスが容易	役場と消防の玄関が正面にあり、駐車場からのアクセスが容易	役場と消防の玄関が分散しているため、駐車場からの利便性が悪い
議会・会議室等の共有化	各階層との水平移動が可能で、連携と共有化が図りやすい	消防の執務ゾーンが3階にあるため、役場庁舎との連携が図りにくい	議会ゾーンが4階にあるため、水平方向の連携が図りにくい
職員の動線・業務連携	日常業務において、関連する課同士がまとまり連携しやすい	日常業務において、関連する課同士がまとまり組織改編に対応しやすい	日常業務において、関連する課同士が分散するため連携しにくい
災害時の機能性	災害対策本部が役場庁舎の3階にあり、消防との連携が図りやすい	災害対策本部が役場庁舎の2階にあり、消防との連携が図りにくい	災害対策本部が役場庁舎の3階にあり、消防との連携が図りやすい
断熱性能・環境負荷の低減	外皮面積（熱損失）が小さく、省エネルギー性能は有利	外皮面積（熱損失）が大きく、省エネルギー性能は不利	外皮面積（熱損失）が小さく、省エネルギー性能は有利
躯体コスト・工事工期	建築面積が小さくなり、基礎や土工事のコストが小さい	建築面積が大きくなり、基礎や土工事のコストが大きい	建築面積が小さくなり、基礎や土工事のコストが小さい

遠軽町新庁舎建設基本計画  
第10章 概算事業費について

1. イニシャルコスト・ランニングコスト

工事費概算（設備費）

一般的な公共建築物の設備を想定した場合

工事費(億円)	役場庁舎(約5,000㎡)	消防庁舎(約2,000㎡)	一体建築物(約7,000㎡)
電気設備	2.7	1.1	3.6
機械設備	3.0	1.3	4.5

※熱源：電気式ヒートポンプエアコン（EHP） 太陽光発電：なし

ZEB Ready

『ZEBを見据えた先進建築物として、外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備えた建築物』を目指した場合

工事費(億円)	役場庁舎(約5,000㎡)	消防庁舎(約2,000㎡)	一体建築物(約7,000㎡)
電気設備	2.9	1.3	3.9
機械設備	3.3	1.5	5.1

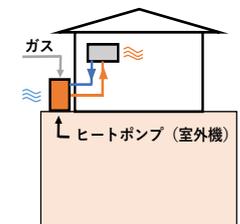
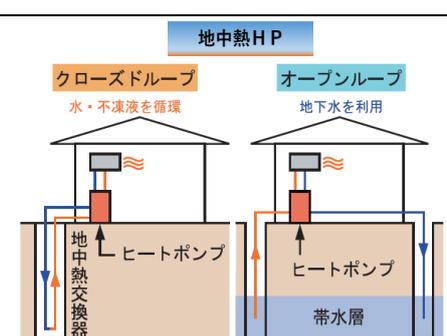
※熱源：電気式ヒートポンプエアコン（EHP） 照明：自動制御 太陽光発電：20kW（蓄電池なし）

熱源の選定に関して

試算においては一般的に採用されているEHP方式を用いています。

機械設備工事における空気調和設備の費用割合はおよそ3割を占めます。

イニシャル、ランニングコストを考慮しつつ、災害時の非常対応機能としても総合的に判断する必要があるため、今後の検討にて設置環境や条件を精査し最良の空調方式を選択していきます。

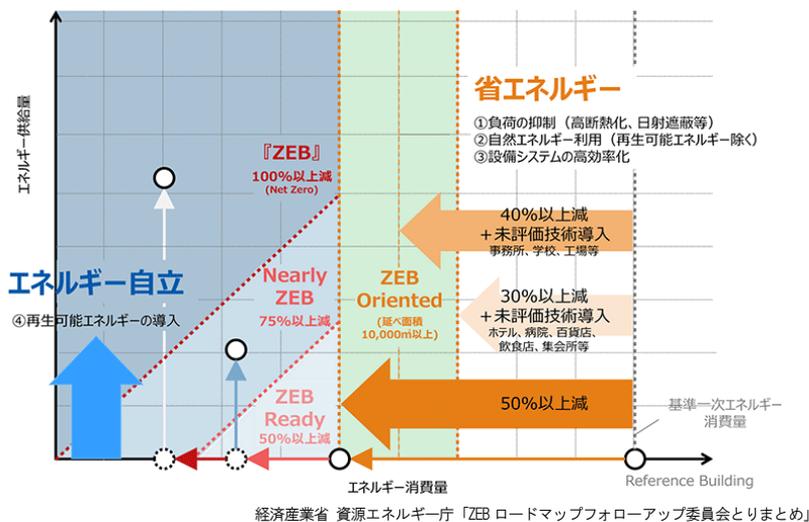
熱源比較表			
システムイメージ	GHP	EHP	地中熱HP
			
	ガスエンジンにてヒートポンプを駆動し熱を空気と交換	電気を動力源としてヒートポンプを駆動し熱を空気と交換	電気を動力源としてヒートポンプを駆動し熱を地中熱と交換
イニシャルコスト	◎	○	△
ランニングコスト	○	○	○
ライフサイクルコスト	△	○	◎
システム設置の条件	○	◎	△

## 2. ZEB化のコストについて

ZEBとは、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことです。エネルギー消費量を完全にゼロにすることはできませんが、省エネによってエネルギー消費量を減らし、創エネによってエネルギーを創ることでエネルギー消費量を正味でゼロにすることができます。

項目	ZEB レベル	計画建物・設備状況	イニシャルコスト 比率	ランニングコスト 比率	コスト試算による傾向
目標	ZEB Ready	50%省エネ相当 (50%省エネ+0%創エネ)	110%	▲50%	約10年で、初期資産を回収可能

※今後国等の補助金制度が充実することで、ZEB化建物への初期投資を抑えられ、回収年数を減らせる見込みです。



### ■ランニングコストの算出

新庁舎建設による光熱水費削減要素を見込んだ年間光熱水費コストは次のとおりです。

- ・燃料代：役場庁舎・消防庁舎の合築による外壁面積の減少、高気密・高断熱材による冷暖房消費エネルギー量の縮減
- ・電気料金：照明器具のLED化による照明用消費電力の削減
- ・上下水道領域：節水機器の採用による上下水道使用量削減

50%省エネとなるZEB Readyを実現した場合、標準的な延床面積10,000㎡程度の中規模事務庁舎と比較すると室内環境の質を維持・向上しつつ、年間で40～50%の光熱費を削減することが可能です。

### ■新庁舎建設による光熱水費削減要素を見込んだ年間光熱水費コスト(円/㎡・年)

役場庁舎・消防庁舎	省エネルギー基準相当 年間光熱水費コスト	ZEB Ready 採用による 光熱水費削減比率	ZEB Ready 採用 年間光熱水費コスト
電気料金、ガス料金、油代	1,827円	55%	1,005円
上下水道料金	242円	55%	133円
計	2,069円	55%	1,138円

省エネルギー基準相当：国土交通省「国家機関の建築物等の保全の状況」

遠軽町新庁舎建設基本計画  
第10章 概算事業費について

3. 事業費概算表（試算）

役場庁舎及び消防庁舎建設にかかる事業費を試算した結果、役場庁舎はおおむね57億円、消防庁舎はおおむね27億円となります。基本・実施設計段階において、引き続き昨今の建設費高騰を今後も検討し、事業費の圧縮やライフサイクルコストの縮減に努めるものとします。

役場庁舎+車庫		消防庁舎	
A 役場庁舎建設工事費	45.4 億円	A 消防庁舎建設工事費	20.2 億円
B 付帯工事費（車庫棟）	2.2 億円	B 付帯工事費（訓練棟）	0.9 億円
C 外構工事費	2.2 億円	C 外構工事費	0.3 億円
D 解体工事費	2.7 億円	D 解体工事費	0.4 億円
E その他経費		E その他経費	
・委託費	2.4 億円	・委託費	1.2 億円
・備品購入費	2.0 億円	・備品購入費	0.6 億円
		・消防指令システム更新	3.2 億円
F (A~E)	56.9 億円	F (A~E)	26.8 億円

試算に当たっては、オホーツク管内の公共物件入札状況の動向を確認し、建設資材高騰を考慮した建設単価によるものとしています。翌年からのコンクリート単価値上げが公表され、同材二次製品も同様に値上げとなります。その他、鋼材（鉄骨、鉄筋、配管、配線）及び原油高騰による建設資材運搬費、重機車両等の運送コスト割り増しも見込みます。



出典：[建設物価 2022.5]

上記指標より、2016.3=103% → 2022.3=130% 27%UP（6年間）

2021.3=110% → 2022.3=130% 20%UP（1年間）

※オホーツク管内の令和4年度の発注単価（紋別地区消防組合：約66万円/㎡、網走市役所：約74万円/㎡）の平均である約70万円/㎡に、令和6年発注を見据え上昇率を23%と見込み、建設単価85~90万円/㎡を推計します。

遠軽町新庁舎建設基本計画  
第11章 財源計画について

1. 財源見込み

庁舎の建設に当たっては、本来、国の補助金などの財源はなく、全て町が負担すべきものですが、令和3年度の制度改正により、災害時に災害拠点となるスペースについては、緊急防災・減災事業債を活用できることとなりました。このため、新庁舎の建設工事費の財源は、災害時に災害拠点となるスペースについては、緊急防災・減災事業債を活用し、その他の部分には、合併特例法により合併した市町村の優遇措置である合併特例債を活用します。

このほか、ZEB化に係る活用可能な補助金等についても引き続き情報収集を行い、財源の確保に努めます。

緊急防災・減災事業債は、対象となる事業費の100%に地方債を充当することができ、対象事業費の70%が地方交付税として財政措置され、合併特例債は、対象となる事業費の95%に地方債を充当することができ、対象事業費の70%が地方交付税として財政措置されます。

なお、外構工事費や備品購入費、各種ネットワーク整備費、引越し費等の経費は、緊急防災・減災事業債や合併特例債の対象にならないことから、一般単独事業債や一般財源で対応します。

(役場庁舎：概算工事費 56.9億円)

総事業費（役場庁舎） 56.9億円			
緊急防災・減災事業債 14.1億円	合併特例債 10.0億円	一般単独事業債 24.6億円	一般財源 8.2億円
地方交付税措置額 16.8億円（緊防債9.8億円+ 特例債7.0億円）		町負担額 40.1億円	

車庫等の付帯工事や外構工事、解体工事、備品購入などは起債対象とならない経費のため、一般財源で対応します。

(消防庁舎：概算工事費 26.8億円)

総事業費（消防庁舎） 26.8億円	
緊急防災・減災事業債 18.7億円	一般財源 8.1億円
地方交付税措置額 13.0億円	3町（遠軽町、佐呂間町、湧別町）負担額 13.8億円

【地方交付税額の算出】

$$29.8 \text{ 億円 (役場庁舎: 16.8 億円 + 消防庁舎: 13.0 億円)} \div 32.8 \text{ 億円 (緊急防災・減災事業債)} \times 70\% + 10.6 \text{ 億円 (合併特例債)} \times 95\% \times 70\%$$

※ 概算工事費や財源となる起債はあくまでも見込みであり、今後、基本設計・実施設計を行うことで、変動するものです。

遠軽町新庁舎建設基本計画  
 第12章 事業スケジュールについて

1. 整備スケジュール

令和7年度の完成を目指し、令和4・5年度中に測量・地質調査及び基本設計・実施設計を行い、庁舎本体の建設工事を令和5年度から令和7年度の約2年間に想定しています。

事業項目／年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
調査業務					
基本・実施設計					
建設工事					
外構工事					
附帯工事					

## 1. 設計者選定方式の検討

設計者は、町民の意向を踏まえた設計業務を行う能力を有する事業者を選定し、財源として見込んである緊急防災・減災事業債の発行期限までに建設工事を完了する必要があることから、設計者の選定方法は、質の高い設計者の選定、利用する町民や行政の幅広い意見や要望の反映、国の財政支援措置の活用観点から検討します。

項目	競争入札方式		コンペ方式		プロポーザル方式	
評価対象	設計料(価格)		設計案(デザイン)		設計者(能力)	
概要	最低価格入札者を選定		設計案を評価し、最高得点案を選定		設計趣旨、設計実績、組織体制 技術提案などを評価し、最高得点案を選定	
設計品質の担保	技術力やデザイン力等 が評価できない	×	設計案で確認可能	○	提案書で確認可能	○
町民の意向を踏 まえた設計条件 の変更等	設計案ではなく、設計料 (価格)で選定している ため、町民の意向を踏ま えた設計条件の変更は 容易	○	設計案を選定している ため、大幅な変更は困 難	△	設計案ではなく、設計 者(能力)で選定してい るため、町民の意向を 踏まえた設計条件の変 更は容易	○

2. 事業手法の検討

新庁舎建設に当たっては、遠軽町の新庁舎建設事業の特性を踏まえ、最も有効な事業手法を採用する必要があります。主な事業方式は「設計・施工分離発注方式（従来方式）」、「設計段階から施工者が関与する方式（ECI方式）」、「設計・施工一括発注方式（DB方式）」の3方式があり概要と特徴は次のとおりです。

(1) 事業手法の概要

事業方式・概要	基本設計	実施設計	建築工事	維持管理
<b>設計・施工分離発注方式</b> <b>(従来方式)</b> 実施設計と建設工事を分離して発注する方式。一般的には基本設計者が実施設計を行い、工事施工中における工事監理を担う。施工者は競争入札により決定する。	●基本設計・実施設計契約		●工事監理契約 ●工事契約	
	●基本設計契約	●実施設計契約	●工事監理契約 ●工事契約	
<b>ECI※方式</b> ※アーリー・コントラクター・インボルブメント <b>(下段：先行発注型三者協定方式)</b> 実施設計は設計者が行い、建設工事を先行して発注する方式。基本設計者は引き続き、実施設計を施工者の技術支援を受けながら実施し、工事施工中における工事監理を担う。	●基本設計・実施設計契約	●技術支援アドバイザー契約	●工事監理契約 ●工事契約	
	●基本設計・実施設計契約	●技術支援アドバイザー契約 ●工事契約	●工事監理契約 ●工事変更契約	
<b>DB※方式</b> ※デザイン・ビルド <b>(設計・施工一括発注方式)</b> 実施設計と建設工事を一括して発注する方式。施工者が実施設計を行うため、基本設計者にアドバイザー委託し、工事施工中における工事監理を担う。	●基本設計契約	■実施設計監修・工事監理監修		
	●基本設計契約	●実施設計・施工業務契約	■第三者監理	

遠軽町新庁舎建設基本計画  
 第13章 設計者選定に係る補助業務支援

(2) 事業方式の特徴

事業方式	効果・留意点等
<b>設計・施工分離発注方式</b> (従来方式)	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計段階で町と受注者が綿密な協議を行うことが可能であり、町（町民）の意見を反映しやすい</li> <li>・工事の仕様を確定させ発注するため、精度の高い工事費の算出が可能となる。</li> <li>・利用方法を十分に確認することで、発注工事の仕様に反映することが可能となる。</li> <li>・仕様を確定させてから工事を発注するため、契約変更を必要とする施工条件が明確となる。</li> </ul> <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発注時に示した仕様・条件と異なる状況が発生した場合、増加費用は発注者負担となる。</li> <li>・工事目的物の設計に遡った対応が基本的にはできない。</li> <li>・設計と施工を別々に発注するため、施工者の独自技術やノウハウを設計に活かせず、連携した技術の採用やコスト縮減が難しい。</li> </ul>
<b>ECI 方式</b> (先行発注型三者協定方式)	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計段階で、発注者と設計者に加えて施工者も参画することから、種々の代替案の検討が可能となり、コスト縮減の効果が期待できる。</li> <li>・事業のリスクに関する情報を施工者が設計段階から把握し、リスクへの対処方針を発注者と施工者が検討し、設計に反映することができる。</li> <li>・設計業務の実施者（設計者）による設計に対して、施工性等の観点から施工者の提案が行われることから、施工段階における設計変更発生リスクの減少が期待できる。</li> <li>・施工者によって、設計段階から施工計画の検討を行うことができる。</li> </ul> <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計者と施工者の提案が相反する場合、発注者が双方の責任の範囲を明確にしなから、採否の最終的な判断を行う必要がある。</li> </ul>
<b>DB 方式</b> (設計・施工一括発注方式)	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計と施工を一元化することにより、施工者のノウハウを反映した現場条件に適した設計、施工者の固有技術を活用した合理的な設計が可能となる。</li> <li>・設計時より施工を見据えた品質管理が可能となるとともに、施工者の得意とする技術の活用により、より優れた品質の確保につながる技術導入の促進が期待される。</li> <li>・設計の全部又は一部と施工を同一の者が実施するため、当該設計と施工に関する責任の所在を一元化できる。</li> </ul> <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施工者側に偏った設計となりやすく、設計者や発注者のチェック機能が働きにくい。</li> <li>・契約時に受発注者間で明確な責任分担がない場合、工事途中段階で調整が必要となったり、受注者側に過度な負担が生じたりすることがある。</li> <li>・発注者側が、設計施工を「丸投げ」してしまうと、本来発注者が負うべきコストや工事完成物の品質に対する責任が果たせなくなる。</li> </ul>